

令和7年度

子どものための教育・保育給付認定申請 及び特定教育・保育施設等利用申込み案内

* 対象施設等

- ・認定こども園 ・公立幼稚園 ・私立幼稚園（施設型給付費の支給対象の幼稚園に限る）
- ・保育所 ・小規模保育園 ・事業所内保育園

※この案内において、小規模保育事業実施施設を小規模保育園、事業所内保育事業実施施設を事業所内保育園と記載しています。

※私立幼稚園及び私立認定こども園（幼児教育部分）の申込み方法等については、直接施設にお問い合わせください。

※認定こども園（保育部分）、保育所等の利用を希望される場合は、年度ごとに申込みが必要です。

令和7年4月1日利用申込

年度途中・欠員補充利用申込

受付
期間

令和6年11月1日（金）
～11月20日（水）

- * 日曜日・祝日を除く
- * 土曜日は幼稚園及び市役所担当窓口を除く

公立認定こども園(幼児教育部分)・公立幼稚園

令和7年1月6日（月）以降随時

認定こども園(保育部分)・保育所等

令和7年2月20日（木）以降随時

入所希望日の2ヶ月前までに申請してください
(遅れる場合は市役所担当窓口へご相談ください)

受付
場所

第1希望の施設 又は 市役所担当窓口 (P. 37)

結果の
お知らせ

公立認定こども園(幼児教育部分)・公立幼稚園

…令和6年12月下旬予定

認定こども園(保育部分)・保育所等

…令和7年2月下旬予定

入所希望日の約1ヶ月前から随時発送

(申請時期や利用調整の状況によって
発送が遅くなることがあります)

目 次

◎ 施設位置図	P. 1 ～ P. 4
◎ 施設一覧表	P. 5 ～ P. 12
① 利用できる施設等について	P. 13 ～ P. 16
② 子どものための教育・保育給付認定について	P. 17
③ 保育の必要性の認定基準について	P. 18
④ 子どものための教育・保育給付認定申請及び施設利用の申込み（継続確認含む）について	P. 19 ～ P. 21
⑤ 利用（入園・入所等）の決定について	P. 22 ～ P. 26
⑥ 保育料等について	P. 27 ～ P. 32
⑦ 申請書等記入例	P. 33 ～ P. 35
保育料に関する様式【水色】	P. 36
⑧ 市役所担当窓口一覧	P. 37

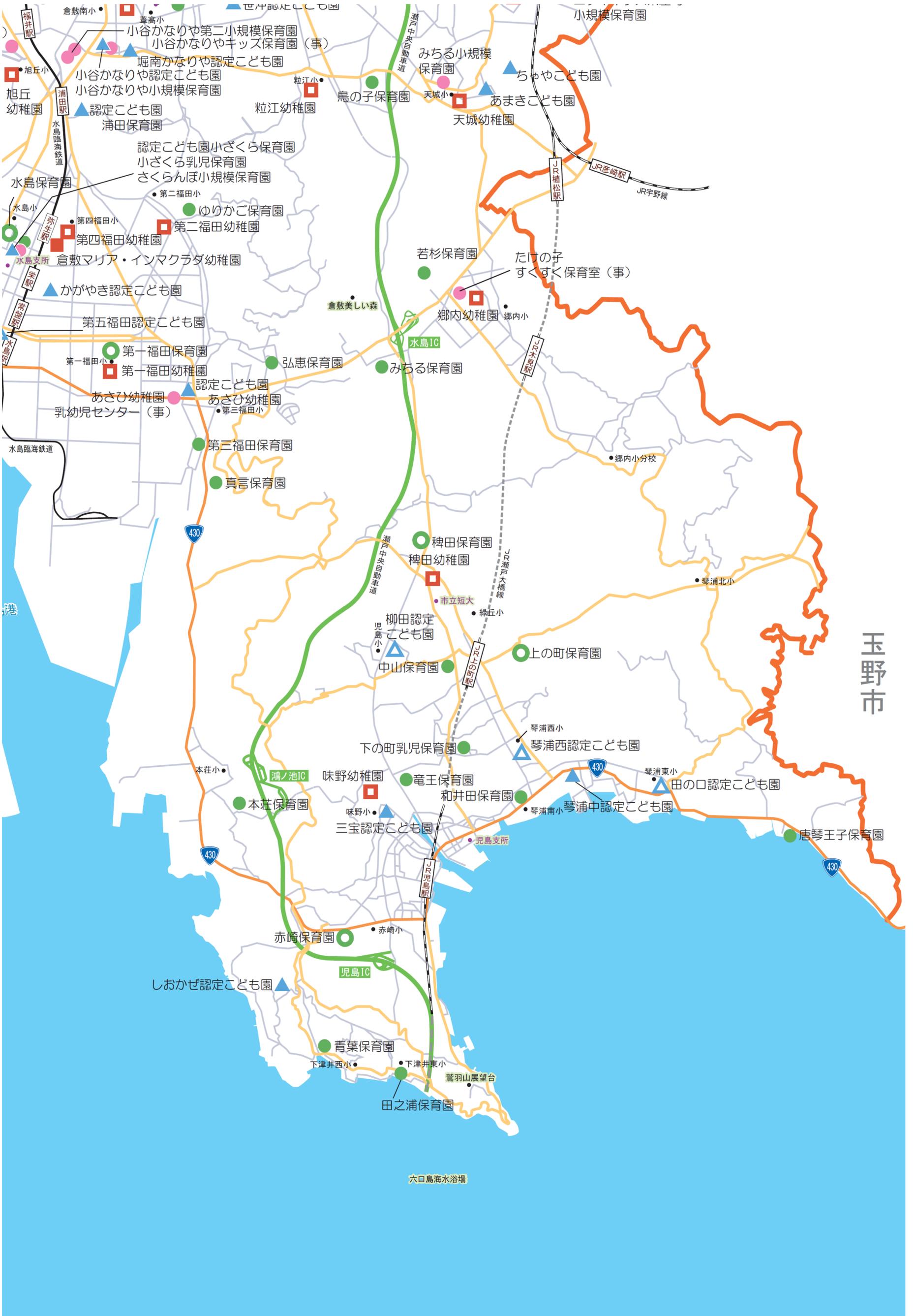
※この案内冊子は、令和7年度中必要となる場合がありますので大切に保管してください。

JR倉敷駅前拡大図



岡山市





玉野市

六口島海水浴場

◎施設一覧表

※施設一覧表の記載内容は令和6年9月1日で作成していますが、一部については令和7年度の予定も含まれます。

表中の定員は新規に募集する人数ではありません。
開園時間や保育サービス等について、詳しくは各施設にお尋ねください。

認定こども園															
地区	運営	施設名称	所在地	電話 (市外局番086)	利用 定員	利用可能な年齢	開園時間		保育サービス等の実施(予定)						
							教育標準時間	保育時間 (延長保育時間含む)	満3歳 児保育	3歳児 保育	預かり 保育	延長 保育	一時 保育	休日 保育	備考
倉敷	公立	中洲認定こども園	水江 1594-1	465-1310	230	3歳児～就学前	8:30～13:30	7:30～19:00		○	○	○			
		庄認定こども園	上東 1051-1	462-2661	180	3歳児～就学前	8:30～13:30	7:30～18:00		○	○				
		(仮称) 豊洲認定こども園	西田 404-2	482-2152	160	11ヵ月～就学前	8:30～13:30	7:30～19:00		○	○	○			現：豊洲保育園
	私立	かわさきこども園	二子 177-7	486-2277	114	57日目～就学前	8:30～14:00	7:00～19:00		○	○	○			
		認定こども園竹中幼稚園	鶴形 1-5-15	422-2827	135	満3歳児～就学前	8:30～14:00	7:30～18:30	○	○	○	○			
		幼保連携型認定こども園 遍照こども園	西阿知町 465-1	465-1728	175	57日目～就学前	8:30～13:30	7:00～19:00	○	○	○	○	○	○	
		すぎのこ認定こども園	徳芳 504	462-6203	185	57日目～就学前	8:30～14:00	7:00～19:00	○	○	○	○	○	○	
		小谷かなりや認定こども園	福井 205	423-1809	245	57日目～就学前	9:00～13:30	7:00～19:00	○	○	○	○			
		堀南かなりや認定こども園	堀南 1012-2	435-0056	165	57日目～就学前	9:00～13:30	7:00～19:00	○	○	○	○			
		西田認定こども園	西田 15-1	454-6112	75	57日目～就学前	8:30～14:00	7:00～19:00	○	○	○	○	○	(自主事業)	
		ひまわり認定こども園	黒崎 601-1	462-1879	185	57日目～就学前	8:30～14:00	7:00～19:00		○	○	○			
		あまきこども園	藤戸町天城 2388-12	428-2038	185	57日目～就学前	8:30～15:00	7:00～19:00	○	○	○	○	○	○	
		帯江認定こども園	二日市 468-1	424-8298	135	57日目～就学前	8:30～14:00	7:00～19:00		○	○	○			
		ちゃやこども園	茶屋町 1980-5	441-0001	95	57日目～就学前	8:30～14:30	7:00～19:00		○	○	○			
笹沖認定こども園	笹沖 567-2	486-4545	125	57日目～就学前	8:30～14:00	7:00～19:00		○	○	○					
水島	公立	第五福田認定こども園	水島東千鳥町 4-21	444-8679	120	11ヵ月～就学前	8:30～13:30	7:30～18:00		○	○				
	私立	幼保連携型認定こども園 小ざくら保育園	水島北幸町 2-3	446-2022	309	2歳児～就学前	8:30～13:30	7:00～19:00	○	○	○	○			
		認定こども園あさひ幼稚園	東塚 7-13-13	456-2533	500	満3歳児～就学前	9:00～14:00	7:30～18:30	○	○	○	○			
		認定こども園第二まこと幼稚園	鶴の浦 2-3-10	444-3094	330	満3歳児～就学前	8:30～14:30	7:30～18:30	○	○	○	○			
		保育所型認定こども園 のぞみ保育園	神田 1-20-23	446-5252	175	57日目～就学前	8:30～15:00	7:00～19:00		○	○	○			
		幼保連携型認定こども園 めばえ保育園	連島町鶴新田 2235-3	444-3625	105	57日目～就学前	8:30～14:30	7:00～19:00	○	○	○	○			
		かがやき認定こども園	北畝 1-10-45	455-6628	245	57日目～就学前	8:30～15:00	7:00～19:00	○	○	○	○	○		
		幼保連携型認定こども園 連島こども園	連島中央 5-1-36	444-7969	105	57日目～就学前	9:00～13:30	7:00～19:00	○	○	○	○			
		認定こども園まこと幼稚園	鶴の浦 1-4-11	444-3916	240	満3歳児～就学前	8:30～14:40	7:30～18:30	○	○	○	○			
		保育所型認定こども園 浦田保育園	福田町浦田 2380-31	455-7331	145	57日目～就学前	8:30～14:00	7:00～19:00	○	○	○	○	○		

認定こども園

地区	運営	施設名称	所在地	電話 (市外局番086)	利用 定員	利用可能な年齢	開園時間		保育サービス等の実施(予定)						
							教育標準時間	保育時間 (延長保育時間含む)	満3歳 児保育	3歳児 保育	預かり 保育	延長 保育	一時 保育	休日 保育	備考
児島	公立	柳田認定こども園	児島小川 9-3-1	472-3685	150	11ヵ月～就学前	8:30～13:30	7:30～18:00		○	○				
		琴浦西認定こども園	児島下の町 5-3-15	472-3318	180	11ヵ月～就学前	8:30～13:30	7:30～19:00		○	○	○			
		田の口認定こども園	児島田の口 3-13-16	477-7346	150	6ヵ月～就学前	8:30～13:30	7:30～18:00		○	○				
	私立	しおかぜ認定こども園	下津井 1483-1	479-7346	105	57日目～就学前	9:00～15:00	7:30～19:00	○	○	○	○	○	(自主事業)	
		三宝認定こども園	児島味野城 2-1-5	473-5063	245	57日目～就学前	8:30～15:30	7:00～19:00	○	○	○	○	○		
		琴浦中認定こども園	児島下の町 9-12-78	472-5705	75	57日目～就学前	8:30～14:00	7:00～19:00		○	○	○			
玉島	公立	乙島東認定こども園	玉島乙島 7416-6	522-3018	105	11ヵ月～就学前	8:30～13:30	7:30～18:00		○	○				
		穂井田認定こども園	玉島陶 1852-1	526-0354	56	11ヵ月～就学前	8:30～13:30	7:30～18:00		○	○				
	私立	くらしき作陽大学 附属認定こども園	玉島長尾 3524-5	436-0278	135	6ヵ月～就学前	9:00～14:00	7:30～19:00		○	○	○			
		認定こども園海星幼稚園	玉島中央町 1-4-20	526-7748	230	満3歳児～就学前	8:30～14:30	7:30～18:30	○	○	○	○			
		幼保連携型認定こども園 たから保育園	船穂町船穂 3345	552-2055	115	57日目～就学前	8:30～13:30	7:00～19:00	○	○	○	○			
		よしうら認定こども園	玉島 1898-3	526-6905	120	57日目～就学前	8:30～14:00	7:30～19:30		○	○	○	○	~17:30	
		八幡認定こども園	玉島柏島 5604-1	526-7281	120	57日目～就学前	9:00～14:00	7:00～19:00	○	○	○	○			
		保育所型認定こども園 ルンビニ保育園	玉島八島 4163-1	522-2046	102	57日目～就学前	9:00～14:00	7:00～19:00		○	○	○			
		柏島認定こども園	玉島柏島 2686-2	526-0160	90	57日目～就学前	8:30～13:30	7:00～19:00		○	○	○			
真備	公立	まきびの里認定こども園	真備町有井 1270	698-0022	230	6ヵ月～就学前	8:30～13:30	7:30～19:00		○	○	○			
	私立	真備かなりや認定こども園	真備町辻田 268-1	698-2098	165	57日目～就学前	8:30～14:00	7:00～19:00	○	○	○	○	○	○	

私立幼稚園(施設型給付対象園)

地区	施設名称	所在地	電話 (市外局番086)	利用 定員	利用可能な年齢	登園時間	保育時間	保育サービス等の実施(予定)				備考
								預かり 保育	預かり保育 時間	早朝 保育	延長 保育	
倉敷	しらゆり幼稚園	中庄団地 5-4	462-9786	180	満3歳児～就学前	8:30～	9:00～14:00	○	保育終了後 ～17:00	○ 7:30～	○ ～18:00	
	同心幼稚園	北浜町 5-7	422-4727	195	満3歳児～就学前	8:20～	9:00～14:00	○	保育終了後 ～18:00	○ 7:30～		
	奈良佐保短期大学 附属倉敷幼稚園	徳芳 869-116	462-7611	105	満3歳児～就学前	8:30～	8:30～14:00	○	保育終了後 ～17:00	○ 8:00～	○ ～17:30	
	みのり幼稚園	酒津 1711-1	425-2351	45	満3歳児～就学前	8:30～	9:00～15:00	○	保育終了後 ～18:00	○ 7:45～		
水島	倉敷マリア・インマクラダ幼稚園	北畝 2-17-37	455-4413	120	満3歳児～就学前	8:15～	8:15～14:10	○	保育終了後 ～18:00	○ 7:15～	○ ～18:15	
	慈愛幼稚園	水島南幸町 1-9	444-9236	180	満3歳児～就学前	8:00～	8:00～14:00	○	保育終了後 ～18:00			
玉島	勇崎幼稚園	玉島勇崎 984	528-0555	60	満3歳児～就学前	8:30～	9:00～14:30	○	保育終了後 ～17:30			
	敬愛幼稚園	玉島黒崎 4591	528-1526	15	満3歳児～就学前	8:30～	8:30～14:00	○	保育終了後 ～17:00	○ 7:50～	○ ～18:00	延長保育時間 応相談
	第二敬愛幼稚園	玉島柏台 2-7-16	522-1221	60	満3歳児～就学前	8:30～	8:30～14:00	○	保育終了後 ～17:00	○ 7:50～	○ ～18:00	延長保育時間 応相談

私立幼稚園（私学助成対象園）

地区	施設名称	所在地	電話 (市外局番086)	利用 定員	利用可能な年齢	登園時間	保育時間	保育サービス等の実施(予定)					
								預かり 保育	預かり保育 時間	早朝 保育	延長 保育	備考	
倉敷	御国幼稚園	阿知 3-20-7	425-0141	300	満3歳児～就学前	8:00～	8:30～14:10	○	保育終了後 ～18:00				

※保育時間は標準的な保育時間であり、曜日等によっては異なることがあります。
 ※夏休み等の長期休業中の預かり保育時間は異なります。
 ※延長保育は預かり保育時間を越えての保育です。

公立幼稚園

地区	施設名称	所在地	電話 (市外局番086)	利用 定員	利用可能な年齢	保育時間 (預かり保育時間含む)	保育サービス等の実施(予定)		
							3歳児保育	預かり保育	備考
倉敷	倉敷幼稚園	中央 2-7-1	422-0318	60	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	◎公立幼稚園では在園されている 子どもを対象に保護者の子育て 支援を目的とした「預かり保育」 を実施しています。 (月～金) 8:00～8:30 保育終了後～18:00 (詳しくはP.16,P.30)
	倉敷東幼稚園	鶴形 2-8-23	422-2544	35	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	
	老松幼稚園	老松町 4-11-29	422-7279	105	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	
	万寿幼稚園	浜町 2-3-1	422-2734	75	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	
	万寿東幼稚園	大島 202-2	424-3179	15	4歳児～就学前	8:30～14:00			
	大高幼稚園	沖新町 96-1	422-3176	180	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	
	葦高幼稚園	笹沖 23	425-0921	120	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	
	中島幼稚園	中島 717	465-2811	75	3歳児～就学前	8:30～14:00	○		
	粒江幼稚園	粒江 1726	422-7002	45	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	
	中庄幼稚園	中庄 2700	462-1984	60	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	
	帯江幼稚園	加須山 466-2	429-1300	60	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	
	菅生幼稚園	西坂 738	463-0275	45	3歳児～就学前	8:30～14:00	○		
	豊洲幼稚園	中帯江 148-1	421-4141	15	4歳児～就学前	8:30～14:00			
	茶屋町東幼稚園	茶屋町早沖 442	428-0106	135	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	
	茶屋町西幼稚園	茶屋町 291-5	428-0807	60	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	
	西阿知幼稚園	西阿知町西原 1003	465-2029	170	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	
天城幼稚園	藤戸町天城 2276	428-1027	60	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○		
水島	第一福田幼稚園	東塚 3-1-1	455-7584	45	3歳児～就学前	8:30～14:00	○		
	第二福田幼稚園	福田町古新田 620-2	455-6879	75	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	
	第四福田幼稚園	北畝 3-8-1	455-7829	25	4歳児～就学前	8:30～14:00			
	旭丘幼稚園	連島町連島 2239	444-9979	60	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	
	連島幼稚園	連島町亀島新田 126	444-8018	25	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	現：連島西浦幼稚園
	連島南幼稚園	連島町鶴新田 1705	444-7979	60	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	
児島	味野幼稚園	児島味野城 2-1-34	472-2686	25	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	
	稗田幼稚園	児島稗田町 793	472-4068	15	3歳児～就学前	8:30～14:00	○		
	郷内幼稚園	林 870	485-0347	35	4歳児～就学前	8:30～14:00			
玉島	玉島幼稚園	玉島中央町 3-8-1	522-2293	105	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	
	上成幼稚園	玉島上成 1143-1	522-4522	25	3歳児～就学前	8:30～14:00	○		
	長尾幼稚園	玉島長尾 2608	522-4564	25	3歳児～就学前	8:30～18:00	○	○	
	富田幼稚園	玉島八島 1760-3	522-4565	15	3歳児～就学前	8:30～14:00	○		
	船穂幼稚園	船穂町船穂 2864	552-2415	105	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	

公立幼稚園									
地区	施設名称	所在地	電話 (市外局番086)	利用 定員	利用可能な年齢	保育時間 (預かり保育時間含む)	保育サービス等の実施(予定)		
							3歳児保育	預かり保育	備考
真備	川辺幼稚園	真備町川辺 718	698-2117	35	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	
	岡田幼稚園	真備町岡田 625-2	698-2490	25	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	
	菌幼稚園	真備町市場 4351	698-4053	15	3歳児～就学前	8:30～14:00	○		
	二万幼稚園	真備町上二万 2493	698-2489	15	3歳児～就学前	8:30～14:00	○		
	箭田幼稚園	真備町箭田 1858	698-2116	35	3歳児～就学前	8:00～18:00	○	○	
	呉妹幼稚園	真備町尾崎 2418-1	※休園中。問い合わせは倉敷市教育委員会学事課(426-3825)へ。						

保育所											
地区	運営	施設名称	所在地	電話 (市外局番086)	利用 定員	利用可能な年齢	保育時間 (延長保育時間含む)	保育サービス等の実施(予定)			
								延長保育	一時保育	休日保育	備考
倉敷	公立	老松保育園	老松町 4-12-52	423-1286	200	11ヵ月～就学前	7:30～19:00	○			
		茶屋町保育園	茶屋町 165-2	428-0806	230	6ヵ月～就学前	7:30～19:00	○			
		大内保育園	大内 1048-1	423-2755	150	6ヵ月～就学前	7:30～19:00	○			
		大内保育園万寿分園	浜町 2-3-1	422-2736	80	2歳児～就学前	7:30～19:00	○			
	民間	若竹の園	中央 1-6-12	422-0360	220	57日目～就学前	7:00～19:00	○	○		
		東雲保育園	生坂 1427	462-9611	100	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		龍昌保育園	西岡 1295-1	421-5187	150	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		鳥の子保育園	粒江 2298	429-0538	130	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		みどり保育園	西富井 1350-2	425-3843	130	4ヵ月～就学前	7:00～18:30	○			
		三和保育園	大島 287-3 (*1)	421-7516	130	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		中島保育園	中島 940-15	465-3927	120	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		わかば保育園	宮前 388-5	421-4530	100	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		羽島保育園	羽島 233-1	425-0023	120	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		昭和保育園	昭和 2-2-18	423-0131	130	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		清心保育園	上富井 161-1	422-4707	150	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		中洲保育園	安江 550-63	425-8310	130	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		片島保育園	片島町 34-3	465-4730	200	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		新田保育園	新田 2386-6	424-6616	170	57日目～就学前	7:00～19:00	○	○		
		杉の子第二保育園	徳芳 36-4	462-8312	130	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		はやおき保育園	茶屋町早沖 978-2	429-0615	100	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		かめやま保育園	亀山 545-10	441-4881	90	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		ひまわり乳児保育園	中庄団地 138-282	463-6550	60	57日目～2歳児	7:00～19:00	○			
		みらい保育園	日吉町 213-1	421-0301	90	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		くらしきマチナカ乳児保育園	昭和 1-3-57 サクラヒルズ1階	441-1266	30	57日目～2歳児	7:00～19:00	○			
ドルフィン・キッズ保育園	八王寺町 188-1	476-2235	90	57日目～就学前	7:00～19:00	○					
あしたか保育園	笹沖 162-5	436-7750	90	57日目～就学前	7:00～19:00	○					
庄保育園	上東 817-4	462-4812	170	57日目～就学前	7:00～19:00	○					

*1 令和6年11月より仮園舎(倉敷中央病院(美和1-1-1)内)で保育実施予定

保育所

地区	運営	施設名称	所在地	電話 (市外局番086)	利用 定員	利用可能な年齢	保育時間 (延長保育時間含む)	保育サービス等の実施(予定)			
								延長保育	一時保育	休日保育	備考
水島	公立	第一福田保育園	中畝 8-14-27	455-8979	150	6ヵ月～就学前	7:30～18:00				
		水島保育園	水島南春日町 12-20	444-8879	150	11ヵ月～就学前	7:30～19:00	○			
	民間	真言保育園	呼松 2-4-1	455-7067	40	6ヵ月～就学前	7:00～19:00	○			
		小ざくら乳児保育園	水島北幸町 2-3	446-2216	120	57日目～2歳児	7:00～19:00	○	○	○	
		小ざくら第二保育園	連島町鶴新田 1081-7	446-2218	30	57日目～就学前	7:00～深夜2:00	○			※夜間保育園
		親和保育園	水島南亀島町 24-1	444-3411	100	57日目～就学前	7:00～20:00	○			
		乳児親和保育園	水島南亀島町 16-18	444-3411	40	57日目～2歳児	7:00～20:00	○			
		弘恵保育園	広江 5-5-60	455-9831	200	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		ゆりかご保育園	福田町福田 1504	455-7812	150	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		聖和保育園	水島南瑞穂町 4-3	446-1896	60	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		連島東保育園	連島町連島 849	448-5485	100	57日目～就学前	7:00～19:00	○	○		
		連島北保育園	連島町西之浦 5066	466-5088	90	57日目～就学前	7:00～18:00				
		第三福田保育園	呼松 1-5-15	455-8779	90	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
児島	公立	赤崎保育園	児島赤崎 2-11-34	472-2629	150	11ヵ月～就学前	7:30～18:00				
		上の町保育園	児島上の町 4-6-72	472-6211	75	11ヵ月～就学前	7:30～18:00				
		稗田保育園	児島稗田町 2392	472-6207	90	11ヵ月～就学前	7:30～18:00				
	民間	竜王保育園	児島小川 4-5-13	472-4388	240	57日目～就学前	7:00～19:00	○	○	○	
		青葉保育園	下津井 2-3-25	479-9309	20	6ヵ月～就学前	7:30～18:00				
		田之浦保育園	下津井田之浦 2-3-22	479-9236	20	3ヵ月～就学前	7:30～19:00	○(自主事業)			
		若杉保育園	曾原 1142	485-4176	120	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		下の町乳児保育園	児島下の町 4-4-10	472-5251	50	57日目～2歳児	7:00～19:00	○			
		みちる保育園	福江 432-1	485-3883	70	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		中山保育園	児島小川 10-10-27	472-0648	90	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		唐琴王子保育園	児島唐琴 4-13-9	477-8876	20	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		本荘保育園	児島塩生 512	475-1741	50	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		和井田保育園	児島下の町 2-1-10	473-5605	90	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
玉島	公立	玉島保育園	玉島 1-14-15	522-2329	120	11ヵ月～就学前	7:30～19:00	○			
		富田保育園	玉島八島 1899-1	522-4355	120	57日目～就学前	7:30～19:00	○			
	民間	こばと保育園	玉島長尾 2621	522-2778	90	57日目～就学前	7:00～19:00	○	○		
		瀬崎保育園	玉島乙島 4502-2	522-3267	100	57日目～就学前	7:30～19:30	○			
		沙美保育園	玉島黒崎 6886-7	528-0437	40	57日目～就学前	7:00～19:00	○	○(自主事業)		
		池畝保育園	玉島道口 3877-17	522-5530	20	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
		いずみ乙島保育園	玉島乙島 2245	526-8543	110	57日目～就学前	7:30～19:30	○	○		
		黒崎保育園	玉島黒崎 3908	528-0303	80	57日目～就学前	7:00～19:00	○	○		
		上成保育園	玉島 1614-5	526-3028	110	57日目～就学前	7:00～19:00	○			
船穂保育園	船穂町船穂 2627-1	552-4695	100	57日目～就学前	7:00～19:00	○	○				

小規模保育園

地区	運営	施設名称	所在地	電話 (市外局番086)	利用 定員	利用可能な年齢	保育時間 (延長保育時間を含む)	保育サービス等の実施(予定)		
								土曜日保育	延長保育	備考
倉敷	民間	小谷かなりや小規模保育園	福井 208-7	422-4000	19	57日目～2歳児	7:00～19:00	○	○	
		ソラ小規模保育園	東富井 958-6	441-5625	19	57日目～2歳児	7:00～19:00	○	○	
		遍照小規模保育園	西阿知町 471	486-5853	19	57日目～2歳児	7:00～19:00	○	○	
		ニチイキッズ茶屋町小規模保育園	茶屋町 695-1	420-0122	19	57日目～2歳児	7:30～19:30	○	○	
		庄なかよし小規模保育園	上東 823-8	462-2220	19	57日目～2歳児	7:00～19:00	○	○	
		ニチイキッズみずえ小規模保育園	水江 868-8	460-1070	19	57日目～2歳児	7:30～19:30	○	○	
		みちる小規模保育園	藤戸町天城 95	486-1186	19	57日目～2歳児	7:00～18:00	○		
		たけなかほいくえん	阿知 2-6-3	527-6858	18	7ヵ月～2歳児	7:30～18:30	○		
		小規模保育園もくもく	沖新町 63-6 CMCビル1F	476-1800	19	57日目～2歳児	7:00～18:00	○		
		帯江小規模保育園	二日市 469-1	436-7698	12	57日目～2歳児	7:00～19:00	○	○	
		小谷かなりや第二小規模保育園	福井 228-5	441-3111	19	57日目～2歳児	7:30～18:30	○		
		中庄駅前小規模保育園	徳芳 29-1	441-5282	19	57日目～2歳児	7:00～18:00	○		
		遍照第二小規模保育園	西阿知町 60-3	454-5331	19	57日目～2歳児	7:00～19:00	○	○	
		ESG倉敷こども園小規模保育ルーム	川西町 11-30	427-5110	19	11ヵ月～2歳児	7:30～18:00			
水島		小ざくら小規模保育園	水島青葉町 1-18	486-1130	18	57日目～2歳児	7:00～19:00	○	○	
		めばえ小規模保育園	連島町鶴新田 2237-1	441-0703	19	57日目～2歳児	7:00～19:00	○	○	
		遍照連島小規模保育園	連島中央 5-9-15	444-7600	19	57日目～2歳児	7:00～18:00	○		
		めばえ第二小規模保育園	連島町鶴新田 2237-1	476-1106	19	57日目～2歳児	7:00～19:00	○	○	
		さくらんぼ小規模保育園	水島北幸町 2-4	436-8886	18	57日目～2歳児	7:00～19:00	○	○	
玉島		たから小規模保育園	船穂町船穂 31-2	486-5911	19	57日目～2歳児	7:00～19:00	○	○	
		たから第二小規模保育園	船穂町船穂 31-2	697-6710	9	57日目～2歳児	7:00～19:00	○	○	
真備		真備かなりや小規模保育園	真備町辻田 173-1	441-3901	19	57日目～2歳児	7:30～18:30	○		
		真備かなりや第二小規模保育園	真備町辻田 258-3	441-5961	19	57日目～2歳児	7:00～19:00	○	○	
		真備かなりや第三小規模保育園	真備町辻田 292-5	441-4741	19	57日目～2歳児	7:30～18:30	○		

事業所内保育園

地区	運営	施設名称	所在地	電話 (市外局番086)	利用 定員 (地域枠)	利用可能な年齢	保育時間 (延長保育時間を含む)	保育サービス等の実施(予定)		
								土曜日保育	延長保育	備考
倉敷	民間	倉敷中央病院 美和保育園 (倉敷中央病院)	鶴形 1-12-7	422-9177	12	57日目～2歳児	7:00～19:00	○	○	
		キッズコートくらしき (倉敷北病院)	青江 908-1	486-2214	4	57日目～2歳児	7:45～20:15	○	○	
		そうしんかい ぽっ歩保育園 (創心会)	茶屋町 1720-1	420-0084	5	180日目～2歳児	7:30～18:30	○		
		倉敷記念病院 ファムレウタ (倉敷記念病院)	中島 770-1	466-3569	6	57日目～2歳児	7:00～19:00	○	○	
		ヤクルト保育園 おいまつ (岡山県西部ヤクルト販売)	老松町 3-14-20	441-2219	20	180日目～2歳児	7:30～18:30	○		
		ぽっ歩保育園 平田 (創心福祉会)	平田 855	430-4520	5	6ヵ月～2歳児	7:30～18:30	○		
		スイートキッズクラブ (和香会)	中庄 3542-1	090-6558-7361 (*2)	7	57日目～2歳児	8:00～19:00	○	○	*2 事業所用携帯電話番号です。
		NICONICO保育園 (アクア)	西岡 1154	436-7682	16	57日目～2歳児	7:00～19:00	○	○	
		さくら保育園 中庄 (さくらグループ)	中庄 3600-1	441-0351	16	180日目～2歳児	7:00～19:00	○	○	
		かわさき保育所 (川崎学園)	松島 577	462-3878	6	57日目～2歳児	7:00～20:00	○	○	
		小谷かなりやキッズ保育園 (倉敷福德会)	浦田 2504-20	425-5210	6	57日目～2歳児	7:30～18:30	○		
水島		あさひ幼稚園 乳幼児センター (あさひ幼稚園)	東塚 7-13-13	456-2533	3	6ヵ月～2歳児	8:00～18:00			
		すみくら倉敷みなみ保育園 (三穂の園)	連島町連島 35-47	454-8811	16	57日目～2歳児	7:30～18:30	○		
児島		医療法人天馬会 たけの子すくすく保育室 (チクバ外科・胃腸科・肛門科病院)	林 2124	485-6555	4	6ヵ月～2歳児	8:00～18:30	○	○	
玉島		あすなろ園事業所内保育施設 八幡乳児保育園 (松園福祉会)	玉島勇崎 1044-5	441-5400	13	57日目～2歳児	8:00～18:00	○		
		スマイル保育園 (プライムホスピタル玉島)	玉島 750-3	441-7318	6	6ヵ月～2歳児	8:00～18:30	○	○	
		しずく保育園 (富田ケアセンター)	玉島乙島 7189-4	522-1141	16	57日目～2歳児	7:00～19:00	○	○	
真備		ナーサリーあんど (まび記念病院)	真備町川辺 2000-1	698-0123	4	57日目～2歳児	7:30～18:30	○		



【参考】企業主導型保育事業実施施設 ※市が利用調整しない認可外保育施設です。

地区	種別	施設名称	所在地	電話 (市外局番086)	利用 定員 (地域枠)	利用可能な年齢	保育時間 (延長保育時間を含む)	保育サービス等の実施(予定)		
								土曜日保育	延長保育	備考
倉敷	民間	KMCすまいる保育園 (倉敷成人病センター)	白楽町 292-3	486-3322	16	57日目～2歳児	7:00～19:00	○	○	
		都市型保育園ポポラー 岡山倉敷園 (三井アウトレットパーク倉敷)	寿町 12-3 三井アウトレットパーク倉敷2F	423-5020	状況による	2ヵ月～就学前	7:30～20:30	○	○	
		なごみ保育園 (萩原工業株式会社)	中島 2684-2	465-1753	状況による	3ヵ月～就学前	7:00～19:00		○	
		ニシナポストメイト保育園・市役所北 (株式会社仁科百貨店)	白楽町 463-2	454-6800	25	43日目～就学前	7:00～22:00	○	○	
		ソラ保育園よしおか (株式会社天空)	吉岡 476-3	425-5888	25	57日目～就学前	7:00～20:00	○	○	
		くりのおうち保育園 (社会福祉法人クムレ)	栗坂 11-6	441-5605	9	90日目～就学前	7:00～19:00	○	○	
		保育ママの家 (Motherese Kids合同会社)	上東 1232-5	454-8152	6	6ヵ月～2歳児	7:30～21:00	○	○	
		もみじ保育園 (株式会社建美)	中庄 1688-17	476-4477	状況による	6ヵ月～2歳児	7:00～20:00	○	○	
		ドルフィン・メイトこども園倉敷 (株式会社ドルフィン・エイド)	西中新田 295-1 ピア倉敷1F	697-6311	15	43日目～就学前	7:00～22:00	○	○	
		あさのは保育園 (萩原株式会社)	西阿知町西原 903	433-9063	状況による	43日目～就学前	7:00～22:00	○	○	
水島		P.P.P. ポストメイト保育園 (社会福祉法人P.P.P.)	福田町浦田 2461-21	441-4885	15	43日目～就学前	7:00～22:00	○	○	
玉島		ドルフィン・メイトこども園新倉敷 (株式会社ドルフィン・エイド)	新倉敷駅前 3-130	486-3838	19	43日目～就学前	7:00～22:00	○	○	
		ぶどうのたね保育園 (三喜株式会社)	船穂町船穂 2901	441-3066	状況による	3ヵ月～2歳児	7:00～19:00	○	○	
		富田ケアセンター つぼみ保育園 (富田ケアセンター有限公司)	玉島道口 2857-3	436-7885	状況による	57日目～就学前	7:00～20:00	○		
		柏ちゃんキッズ保育園 (社会福祉法人心和会)	玉島阿賀崎 2304-1	441-1008	状況による	57日目～就学前	7:00～19:00	○	○	
		第二つぼみ保育園 (富田ケアセンター有限公司)	玉島乙島 7189-4	522-0015	状況による	57日目～就学前	7:00～20:00	○	○	

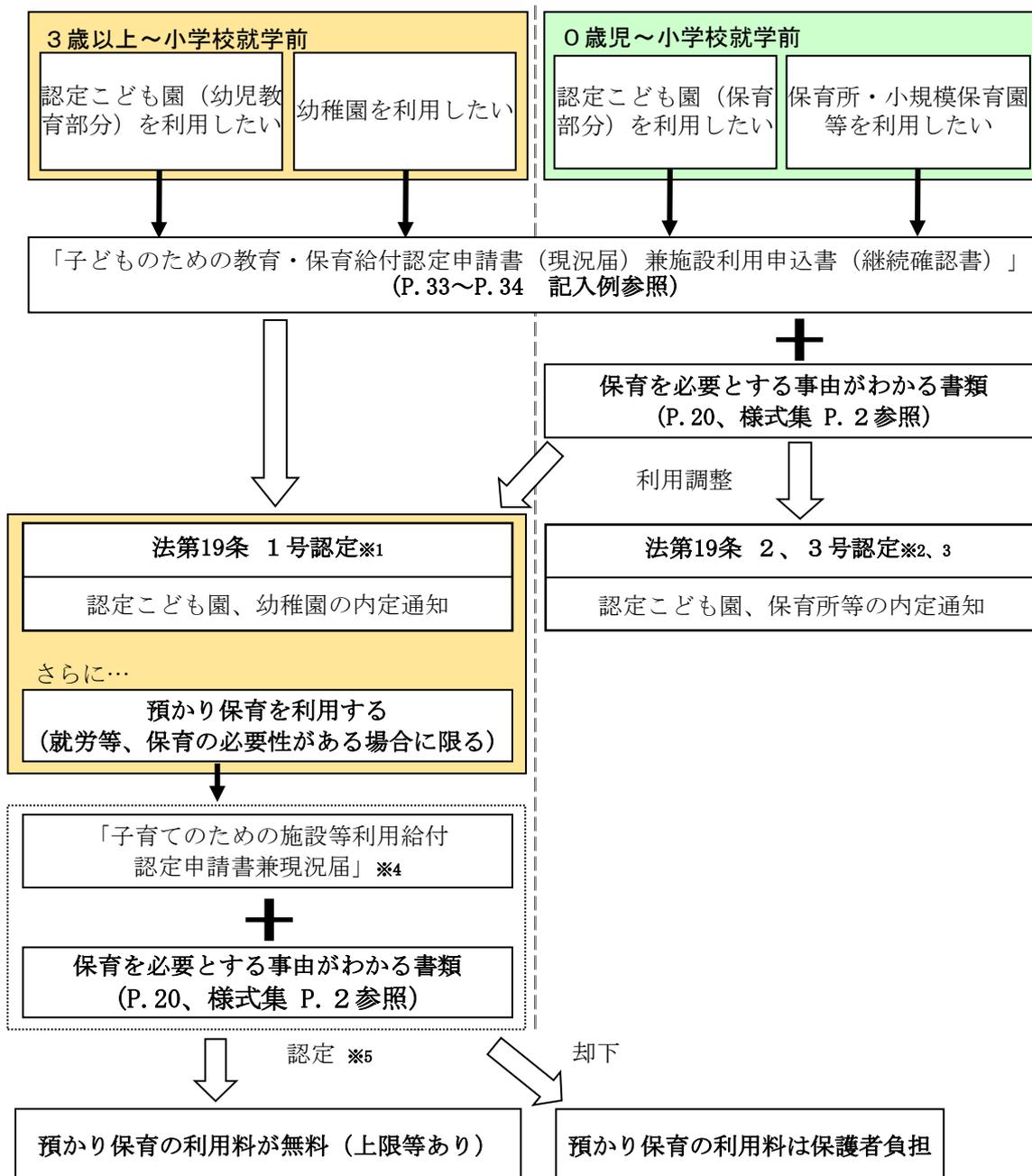
※企業主導型保育事業実施施設（国の助成を受けて企業が主として従業員向けに運営する認可外保育施設）は、申込み手続きが異なりますので、直接施設にお問い合わせください。



1 利用できる施設等について

子ども・子育て支援制度により幼稚園や保育所等を利用する際には、教育・保育の必要性に応じて認定を受ける必要があります。

1 認定こども園・幼稚園・保育所等を利用するには？



- ※1 「法第19条 1号認定」（以下、本案内において「1号認定」という。）は満3歳以上で、幼児教育を希望する場合
- ※2 「法第19条 2号認定」（以下、本案内において「2号認定」という。）は満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合
- ※3 「法第19条 3号認定」（以下、本案内において「3号認定」という。）は満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合
- ※4 申請書類は、各施設・各支所窓口にあります。
- ※5 満3歳児については、住民税非課税世帯で保育の必要性がある方が認定の対象となります。

施設の種類

(幼稚園)

3歳から小学校就学前までの子どもに、生活や遊びを通して幼児教育を行う施設です。
幼児教育のみを受ける子どもをお預かりします。

就労等の理由で、教育標準時間を超える保育を希望される方のために、一部の園では預かり保育を実施しています。私立幼稚園はP. 6～P. 7、公立幼稚園はP. 7～P. 8の施設一覧表で実施園を確認してください。

※私立幼稚園の利用を希望される方は、申込み方法等が異なりますので、直接各私立幼稚園にお問い合わせください。

(保育所等)

○保育所

保護者の就労や疾病などの理由で、保育を必要とする0歳から小学校就学前までの子どもをお預かりし、保育する施設です。

集団生活に慣れさせるためなどの理由では利用できません。

○小規模保育園、事業所内保育園

保護者の就労や疾病などの理由で、保育を必要とする0歳から2歳までの子どもをお預かりし、保育する施設です。

集団生活に慣れさせるためなどの理由では利用できません。

(認定こども園)

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

3歳以上の子どもに、幼児教育を提供する幼児教育部分と、保育が必要な子どもに、家庭に代わって保育を実施する保育部分を備えています。

幼児教育のみを利用する子どもと、保育が必要な子ども両方が在籍しています。

施設種別一覧

施設		保育料	給食の実施
認定こども園 (公立・私立)		幼児教育部分…無料	施設によって異なります。
	保育部分	0～2歳児…P. 31 3～5歳児…無料	給食の提供を行います。
幼稚園 (公立・私立)		公立幼稚園…無料	原則として弁当の持参をお願いします。
		私立幼稚園(施設型給付対象園のみ)…無料	施設によって異なります。
保育所等	保育所 (公立・民間)	0～2歳児…P. 31 3～5歳児…無料	給食の提供を行います。 (提供する給食の内容) 0歳児 ミルク・離乳食 1・2歳児 主食を含めた昼食及び朝と3時のおやつ 3歳以上児 副食を主とした昼食及び3時のおやつ
	小規模保育園		給食の提供を行います。 (提供する給食の内容)
	事業所内保育園		0歳児 ミルク・離乳食 1・2歳児 主食を含めた昼食及び朝と3時のおやつ

※認定こども園(保育部分)、保育所等の0～2歳児については給食の費用が保育料に含まれますが、3～5歳児は、保育料に含まれていないため、別途施設への支払が必要です。

2 教育・保育時間

教育標準時間のみ利用の場合……………	原則として4時間程度
教育標準時間+預かり保育利用の場合…	原則として4時間程度の教育標準時間の前後に連続して施設の開園時間の範囲内で <u>必要な時間</u>
保育標準時間の利用の場合……………	施設の開園時間内の <u>必要な時間</u>
保育短時間の利用の場合……………	8:30~16:30の8時間のうち <u>必要な時間</u> (夜間保育園を除く)

※施設の開園時間については、施設一覧表 (P. 5 ~P. 11) を参照してください。

- ・認定こども園（幼児教育部分）、幼稚園については、春休み、夏休み、冬休みがあります。預かり保育実施園では、春、夏、冬休みの期間中も、預かり保育を実施しています。
(別途、預かり保育料が必要です。お盆、年末年始等はお休みします。)
- ・公立認定こども園（幼児教育部分）、公立幼稚園の預かり保育実施園では、8:00~18:00までの間で必要な時間をお預かりします。私立認定こども園（幼児教育部分）、私立幼稚園の預かり保育時間については、各施設にお問い合わせください。
- ・保育所の行事等により開園時間が変更になることがあります。詳しくは施設にお問い合わせください。
- ・新たに入園した子どもについては、入園日から一定の期間ならし保育（短時間の保育）を実施する場合がありますので、施設とご相談ください。なお、この期間も通常の保育料がかかります。

3 年齢区分について

令和7年度における年齢区分については下表の生年月日によります。

年度途中に年齢が変わっても、年齢区分に変更はありません。

年齢区分	該当する生年月日	年齢区分	該当する生年月日
3歳未満児	0歳児 令和6年4月2日～ (2024年4月2日～)	3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日 (2021年4月2日～2022年4月1日)
	1歳児 令和5年4月2日～令和6年4月1日 (2023年4月2日～2024年4月1日)	4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日 (2020年4月2日～2021年4月1日)
	2歳児 令和4年4月2日～令和5年4月1日 (2022年4月2日～2023年4月1日)	5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日 (2019年4月2日～2020年4月1日)
			3歳以上児

2 子どものための教育・保育給付認定について

1 認定の種類

区 分		利用先
1号認定	満3歳以上で、幼児教育のみを希望する場合 (預かり保育の利用を希望する場合も含む)	認定こども園 幼稚園
2号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に 該当し、保育を希望する場合	認定こども園 保育所
3号認定	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に 該当し、保育を希望する場合	認定こども園 保育所等

※私立幼稚園及び私立認定こども園（幼児教育部分）については、申込み手続きが異なりますので、直接施設にお問い合わせください。

2 保育の必要量に応じた区分（2号、3号認定）

2号、3号の認定を受けた場合、保育を必要とする時間について、次の2つの区分に認定され、0～2歳児については保育料が異なります。

区分	説明	利用できる時間	保育料
短時間	①保育が必要な理由が、求職・ 育休の場合 ②保育が必要な時間が、月に120 時間未満で、コアタイム (8:30～16:30) のみの利用を 希望する場合	コアタイム(8:30～ 16:30)のうち <u>保育 を必要とする時間</u>	最高額 54,000円
標準時間	上記以外の場合	11時間のうち <u>保育を 必要とする時間</u>	最高額 55,000円

※保育を必要とする時間以外での施設の利用はできません。

※夜間保育園のコアタイムは、12:00～20:00

(注1) 短時間区分の上記説明②に合致し、入所時点で短時間認定を希望される場合は、**申込書の短時間保育の希望欄にチェック**を入れてください。

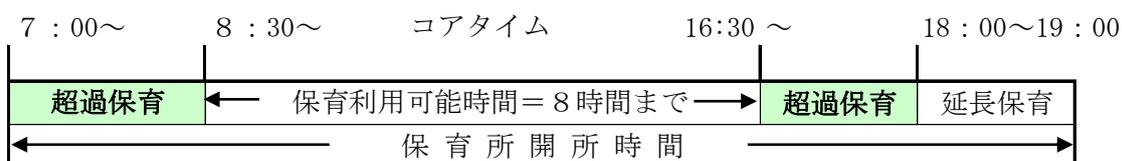
※年度途中で短時間認定への変更を希望される場合は、前月中に変更申請(届)書の提出が必要です。提出された月の翌月以降から変更となります。

(注2) 短時間認定を受けた方で、コアタイムを外れて施設を利用した場合は、利用する時間帯、時間数及び回数にかかわらず超過料金が必要です。

(注3) 延長保育を利用する場合は、別途延長料金が必要です。

(注4) 標準時間区分に該当する方は、短時間認定を希望することができません。

【保育短時間のイメージ】



3 保育の必要性の認定基準について

認定こども園（保育部分）、保育所等は、保育を必要とする子どもに対し、小学校就学（小規模保育園、事業所内保育園は3歳に達した年度末）まで心身の発達に応じた保育を行う施設です。

両親（*1）いずれもが次のいずれかの事由に該当し、子どもの保育を必要とする場合に保育所等を利用することができます。

*1 事実婚の相手や同居のパートナーについても保育を必要とする事由が必要になります。

- 1 就労
1ヵ月48時間以上の仕事をするを常態とすること。
- 2 妊娠・出産
妊娠中や出産の前後であること。
- 3 保護者の疾病・障がい
疾病にかかり、又は障がいを有していること。
- 4 同居親族等の介護・看護
同居親族等を当時介護・看護していること。
- 5 災害復旧
火災、風水害、地震などの災害に見舞われ、その復旧にあたっていること。
- 6 求職活動
求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること。
- 7 就学等
学校（*2）で就学していること、又は職業訓練校等で職業訓練（*3）を受けていること。
*2 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設
*3 職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練、同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練
- 8 児童虐待、ドメスティック・バイオレンス
児童虐待が行われている又は行われるおそれがあると認められること。
配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められること。
- 9 育児休業
育児休業を取得する場合であって、すでに保育所等を利用している子どもが引き続き保育所等を利用することが必要であると認められること。
- 10 その他
前各号に類するものとして市長が認める事由に該当すること。

※保育を必要とする事由が変わったときは、その都度保育を必要とする事由がわかる書類を提出する必要があります。

～保育の必要性に関する調査等について～

就労実態等に疑義が生じた場合は、就労証明書等の記載内容の確認のため、就労先への聞き取りや、税務署・労働基準監督署等の官公署へ調査・確認を行うことがあります。

調査等の結果、保育の必要性が確認できない場合は、入所が取り消されます。

(例)

- 会社を経営する親族や知人が就労証明書を発行しているが、就労の実態に疑義がある場合
- 就労証明書に記載された就労時間と収入との間に大きな隔たりがある場合
- 就労証明書に記載された育児休業からの職場復帰日に虚偽又は誤りがある場合
- 同居親族等に介護を要する者がいるが、実際には介護を行っていない場合

※就労証明書等の証明書類を無断で作成し、又は改変した場合は、有印私文書偽造罪又は有印私文書変造罪に問われることがあります。（国からの通知より）

4 子どものための教育・保育給付認定申請及び施設利用の申込み（継続確認含む）について

1 申込みの対象者

倉敷市に住民登録をしております（転入予定を含む）、①新たに認定こども園、幼稚園（施設型給付費支給対象幼稚園）、保育所等の利用を希望する子ども、②すでに認定こども園（保育部分）、保育所等を利用して引き続き同じ施設を希望する子ども（転園希望を含む）のうち、保育を必要とする事由に該当する方が対象になります。

※すでに教育・保育給付認定を受けて幼稚園を利用しており、引き続き同じ園を希望する子どもは対象外です。

※認定こども園（保育部分）、保育所等の利用を希望される場合は、年度ごとに申込みが必要です。

2 申込み方法

「子どものための教育・保育給付認定申請書（現況届）兼施設利用申込書（継続確認書）」（以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、必要書類を添えて、第1希望の施設又は市役所担当窓口へ提出してください。

※申込みができるのは、集団生活に支障のない子どもです。発達面が気になる場合や障がいがある場合は、施設や市役所担当窓口にご相談ください。

（新規で利用申込みをする方が対象）

マイナポータル（ぴったりサービス）による電子申請も可能です。

マイナポータルへログイン後、「さがす」から市町村を「倉敷市」に設定の上、キーワードを「保育」で検索し、「令和7年度 幼稚園・保育所等の入所申込み」を選択してください。

※現在利用している施設を引き続き利用希望される場合は、直接施設に申込書を提出してください。

※電子申請にはマイナンバーカードが必要です。

詳しい手順はこちら



【倉敷市ホームページ】



【ぴったりサービス】

(1) 申請期間

4月1日からの施設利用を希望する場合

令和6年11月1日（金）から令和6年11月20日（水）

欠員補充及び年度途中からの利用を希望する場合

・公立認定こども園（幼児教育部分）、公立幼稚園を希望

令和7年1月6日（月）以降随時受付します。

・認定こども園（保育部分）、保育所等を希望

令和7年2月20日（木）以降随時受付します。

※日曜日、祝日を除きます。土曜日は、幼稚園及び市役所担当窓口を除きます。

(2) 受付場所

第1希望の施設又は市役所担当窓口（P.37参照）

(3) 提出書類

希望する施設	申請（申込）場所	提出する書類		
		①申込書	②保育を必要とする事由がわかる書類	③個人番号（マイナンバー）又は住民税課税証明書等
認定こども園（幼児教育部分）	民間：各施設 公立：各施設又は市役所担当窓口	○	—	△
幼稚園				
認定こども園（保育部分）	各施設又は市役所担当窓口	○	○	
保育所等				

※幼稚園での預かり保育については各幼稚園にお問い合わせください。

※同時に兄弟で申込書を提出する場合は、②③の書類は弟妹に添付してください。

②については、兄姉の申込書の添付欄に、弟妹に添付した書類の写しを添付してください。

①申込書

子ども1人につき1枚の提出が必要です。記入例：P.33～P.34

※育児休業から復帰予定で申請する方は、保育所等の利用申込みの結果が保留となった場合（入所できない場合）、

育児休業給付金の支給期間の延長手続きに必要なため、申請書の全てのページの写しをとって保管しておいてください。

（詳細については勤務先もしくはハローワーク・共済組合等に確認してください。）

②添付書類（保育を必要とする事由がわかる書類）

※保育所等を利用する場合は必要です。

保護者の状況	必要な書類
就労 ・被雇用の方	就労証明書（被雇用者用）…[様式集 P. 8～ P. 11] 就労予定*1および産後休暇、育児休業明けに入所希望*2の場合を含む。 証明日が3ヵ月以内のものに限る。
・自営業の方 （商業、農業、漁業等） ・会社役員の方 ・内職をしている方	・就労申告・証明書（自営・内職・農業等従事者用）…[様式集 P. 12～ P. 13] ・自営等の確認ができる最新（ 3ヵ月以内 ）の資料等の写し （請求書、納品書、領収書、作付面積のわかる書類、役員報酬の明細書等）
妊娠・出産 *3	・出産・病気・介護（看護）の申立書…[様式集 P. 17～ P. 18] ・おやこ健康手帳の写し（母氏名と分娩予定日の記載ページ）
保護者の疾病等	・出産・病気・介護（看護）の申立書…[様式集 P. 17～ P. 18] ・医師の診断書*4（ 3ヵ月以内に発行されたもの ）、または障害者手帳の写し等
介護・看護 *5	・出産・病気・介護（看護）の申立書…[様式集 P. 17～ P. 18] ・医師の診断書*4（ 3ヵ月以内に発行されたもの ）、または障害者手帳の写し等
災害復旧	・申立書…[様式集 P. 19]（民生委員等の証明は不要） ・り災証明書
求職活動 *6、7	・求職活動申立書…[様式集 P. 15] ・求職活動状況報告書…[様式集 P. 16]（別途、毎月末に提出が必要）
就学・技能習得等	・申立書…[様式集 P. 19]（民生委員等の証明は不要） ・在学証明書、学生証、合格証明書等、在籍している（予定）証明 ・カリキュラム等、授業時間のわかるもの
児童虐待、 ドメスティック・バイオレンス	・申立書…[様式集 P. 19]（民生委員等の証明は不要） ・児童相談所、女性相談所等関係機関での証明書
育児休業取得中の 継続利用 *8、9	育児休業期間の記載のある就労証明書

- *1 就労を新たに始めた場合は、就労して2ヵ月以内に給与明細書の写しを提出してください。
- *2 産後休暇・育児休業取得後、職場復帰予定で申請された場合は、復帰後1ヵ月以内に職場復帰証明書（様式集P. 14）を利用中の施設もしくは市役所担当窓口に提出してください。
- *3 出産を理由とした申込みの場合の利用期間は、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日の属する月の初日から、出産日後8週間を経過する日が属する月の末日までの期間内です。
申請後に妊娠がわかった場合は、すみやかに出産の申立書とおやこ健康手帳の写しをご提出ください。
- *4 医師の診断書は、P. 24の保育所等利用調整基本指数表（表1）に対応する内容のもので、傷病名、期間が記載されたものを提出してください。
- *5 保護者の同居している3親等以内の親族又は同居していない1親等の親族を当時介護・看護している場合に限ります。
- *6 求職中で利用決定された場合で、入所日までに就労先が決まらない時には、求職活動状況報告書（様式集P. 16）を月末までに提出してください。就労が決まるまで、毎月報告書の提出が必要です。
また、求職中での利用期間は3ヵ月です。就労先が決まり次第、就労証明書（被雇用者用）等を提出してください。利用期間内に提出がない場合は、認定事由がなくなるため退園（退所）になります。
- *7 求職中で申込みの場合、教育・保育給付認定の有効期間（保育を必要と認める期間）は、3ヵ月となります。就労先が決まり次第、就労証明書（被雇用者用）等を提出してください。
- *8 産後休暇に引き続き、育児休業を取得し、継続して施設の利用を希望する場合は、育児休業期間の記載のある就労証明書を提出してください。ただし、0～2歳児クラスの児童については、生まれた子が1歳になる誕生日までに生まれた子の保育所等の入所及び保護者の職場復帰を希望する場合に限り、継続利用ができます。
- *9 育児休業を事由とした施設の利用については、育児休業を取得する際に利用していた施設を継続して利用希望する場合に限ります。**育児休業を事由とした施設利用の新規・転園申込みはできません。**
また、父が育児休業を取得する場合も、その期間の記載のある就労証明書を事前に提出してください。

※就労等の状況（保育を必要とする事由）に変更がある場合は、就労証明書等を提出してください。

※就労を理由に申込み場合、月48時間以上就労していることが最低条件になります。

※各種証明書等の様式は倉敷市保育・幼稚園課ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/hoiku/>

※提出書類について、消せるボールペン等の使用は不可です。

③個人番号（マイナンバー）又は住民税課税証明書等

下表に当てはまる方は個人番号（マイナンバー）又は住民税課税証明書等の提出が必要です。

※マイナンバーの書類は、倉敷市保育・幼稚園課ホームページから「子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請に関する個人番号（マイナンバー）届出書」をダウンロードしてください。

※施設等ではマイナンバーの届出用紙を受付することはできません。施設へ申込書を提出する場合は、別途市役所担当窓口へマイナンバーの書類をご提出ください。

1	令和6年1月2日以降に倉敷市に転入された方で、 利用開始希望月が令和7年4月～8月の方	マイナンバーの書類、又は令和6年度住民税課税証明書 (令和6年1月1日に住民登録のあった市区町村から 取り寄せてください。)
2	令和7年1月2日以降に倉敷市に転入された方で、 利用開始希望月が令和7年9月～令和8年3月の方	マイナンバーの書類、又は令和7年度住民税課税証明書 (令和7年1月1日に住民登録のあった市区町村から 取り寄せてください。) ※令和7年6月頃から交付されます。

3 変更手続き

教育・保育給付認定の内容に変更があるとき、又は届出事項に変更があるときは、変更申請、届出が必要になります。利用している施設又は市役所担当窓口に変更申請（届）書類の必要書類を提出してください。

※就労等保育を必要とする事由が変更になった場合は、就労証明書等を提出してください。

※保育必要時間等の変更の反映は変更申請（届）書、就労証明書等を提出された月の翌月以降からとなります。原則、さかのぼって変更はできません。

※変更申請（届）書の様式は、様式集のほか倉敷市保育・幼稚園課ホームページからダウンロードできます。

変更の状況	提出書類
住所・氏名・保護者・世帯構成等の変更*1、2 希望施設の変更（未入所者）	変更申請（届）書…[様式集P. 20]
保育必要時間を変更したいとき 保育を必要とする事由に変更があったとき	変更申請（届）書、就労証明書等、 保育を必要とする事由がわかる書類
施設を転園したいとき*3、4	転園申込書
年度途中で退園（退所）するとき*5	退園（退所）届

*1 市外へ転出した場合は、退園（退所）となります。

*2 離婚・結婚等をした場合は、変更申請、届出が必要になります。また、新たに結婚又は事実婚、パートナーとの同居をした場合は、届出とともに相手の保育を必要とする事由がわかる書類の提出が必要になります。

*3 転園を希望する施設等の入所状況等により転園できない場合があります。

*4 転園は原則1日からの利用に限ります。

*5 退園（退所）日の1週間前までに利用している施設に提出してください。日付をさかのぼっての提出はできません。

4 広域利用について

(1) 倉敷市に住民登録があり、倉敷市外の施設を利用したい場合

住民登録地である倉敷市が教育・保育給付認定を行い、利用希望施設のある市区町村と協議します。
倉敷市担当窓口（P. 37）にご相談ください。

(2) 倉敷市外に住民登録があり、倉敷市の施設を利用したい場合

住民登録地の市区町村が教育・保育給付認定を行い、倉敷市と協議します。
住民登録地の市区町村担当窓口にご相談ください。

※いずれも協議にお時間をいただく場合がありますので、お早めにお問い合わせください。

5 利用（入園・入所等）の決定について

1 選考について（1号認定）

幼児教育の利用を希望される場合で、施設の定員を超える申込みがあった場合は、該当施設があらかじめ定めた選考基準により選考を行います。

※公立認定こども園、公立幼稚園で定員を超える申込みがあった場合には、第1希望の施設で抽選を行い、入園できなかった方については、第2希望以下の施設で調整します。第1希望のみ記載の場合及び第2希望以下の施設にも入園できなかった場合には補欠待ちとなり、欠員があり次第案内します。

第2希望以下の施設へ入園した場合、第1希望の施設の補欠待ちをすることはできません。

2 利用調整について（2号、3号認定）

(1) 基本指数表（P. 24参照）及び加算指数表（P. 25参照）の合計した値の高い順で、保育の必要性の度合いを判断し、市が利用の調整を行います。

（第2希望以下の施設で決定される場合もあります。）

※希望施設として記入された施設での調整となりますので、申込状況や調整の結果により、保育の必要性の高い方でも利用できない場合があります。

(2) 利用できなかった場合は、施設等での欠員があり次第、調整のうえ順次入園（入所）を決定します。

※継続して利用を希望する子どもであっても、申請内容により利用できない場合があります。

※利用の可否は、申込みの受付順ではありません。

※提出すべき書類が不備の場合、保育の必要性の認定を行うことができないため、利用調整の対象になりません。

※認定期間が切れると利用調整は行いませんので、引き続き利用を希望する場合は、保育を必要とする事由がわかる書類を提出してください。

※申込後に取下げをした場合又は退園（退所）し、年度内に再度利用を希望する場合は、新たに申込みが必要です。

(3) 「育児休業の延長を希望している。」を選択した場合、基本的に保育所等の入所はできなくなります。

※国等によれば、令和7年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きが変更予定のため、延長の条件等については、勤務先もしくはハローワーク・共済組合等によくご相談ください。

※育児休業中の0～2歳児クラスの児童の継続利用については、生まれた子が1歳になる誕生日までに「保育所等の入所及び保護者の職場復帰を希望する」場合に限り、生まれた子の申請で「育児休業の延長を希望している。」を選択した場合、育児休業を事由とした施設の継続利用を希望することはできません。

※「保育所等の入所及び職場復帰を希望している。」に希望を変更する場合は、変更申請（届）書を提出する必要があります。

3 保育を必要とする要件や勤務条件等が変更になった場合の手続きについて

申請書の提出後、保育を必要とする要件や職場復帰日、勤務先等が変更になったなど申請内容に変更が生じた場合は、保育の必要性の度合いの再認定および入所の再調整の必要があるため、速やかに就労証明書等の必要書類を市に提出してください。理由なく必要書類の提出が遅れた場合は、入所内定や入所後であっても入所決定を取り消す場合があります。

～書類の提出が必要な例～

- ・月160時間以上の正社員で就労開始予定だったが、月80時間のパートとして勤務することとなった。
- ・4月20日に復職予定だったが、復職日が5月1日に延期となった。
- ・5年間勤務した会社を急遽辞めることとなり、現在は無職である。
- ・親族の自営業を手伝う予定だったが、予定を変更し、コンビニでアルバイトを始めた。

4 雇用保険について

①31日以上雇用の見込みがあり、②1週間の所定労働時間が20時間以上である場合の就労については、原則として雇用保険に加入しなくてはなりません。

しかしながら、①②の条件をいずれも満たしているにも関わらず、就労証明書の雇用保険欄が「無」にチェックが入っているものが見受けられます。

そのような就労証明書については、勤務先や公共職業安定所、労働基準監督署等に確認を行うことがあります。確認の結果、保育の必要性が確認できない等の場合は、入所決定が取り消されます。

また、雇用保険欄が「有」にチェックが入っている方についても、「雇用保険被保険者証」等、加入状況を確認できる資料の提出をお願いする場合があります。

5 就労状況と収入の関係について

就労証明書等に記載された就労時間と確定申告等で報告された収入との関係で、就労時間等に疑義が生じた場合は、就労状況の確認を行い、就労証明書の記載内容と就労実態が一致していない場合は、入所が取り消されることがあります。

また、必要に応じて労働基準監督署等に確認をする場合があります。

(例) 雇用されているにも関わらず、収入が県の最低賃金を下回っている 等

6 保育の必要性に関する調査等について（2号、3号認定）

就労実態等に疑義が生じた場合は、就労証明書等の記載内容の確認のため、就労先への聞き取りや、税務署・労働基準監督署等の官公署へ調査・確認を行う場合があります。（例：会社を経営する親族や知人が就労証明書を発行しているが、就労の実態に疑義がある場合。就労証明書に記載された就労時間と収入との間に大きな隔たりがある場合。等）

7 入園（入所）決定の取り消し等について

申込み内容に虚偽や重大な誤りがある場合や、二重に申込みをした場合は、教育・保育給付認定及び入園（入所）決定が取消されたり、過料が科されることがあります。

※就労証明書等の証明書類を無断で作成し、又は改変した場合は、有印私文書偽造罪又は有印私文書変造罪に問われることがあります。

※入園（入所）後に、申込み内容に虚偽や重大な誤りがあることが判明した場合は、退園（退所）していただいたうえで、保育の提供に要した費用を全額負担していただくことがあります。

また、次回以降の申込みにおいて、選考や利用調整で不利になることがあります。

※転入予定で申込み、入園（入所）が内定していても、入園（入所）日の前日までに倉敷市に住民登録がない場合、内定が取消されることがあります。

令和7年度 保育所等利用調整基本指数表(表1)

区分	類型	保護者の状況		基本指数		
		細目				
1	就 労	外勤又は自営 (主たる従事者)	1箇月160時間以上の就労		10	
			1箇月120時間以上の就労		8	
			1箇月80時間以上の就労		6	
			1箇月48時間以上の就労		4	
		自営 (自営業者の家族で主たる従事者に協力してその家業に従事している者)	1箇月160時間以上の就労		8	
			1箇月120時間以上の就労		6	
			1箇月80時間以上の就労		4	
			1箇月48時間以上の就労		2	
		内 職	1箇月120時間以上の就労		5	
			1箇月80時間以上の就労		3	
1箇月48時間以上の就労			2			
勤務時間が確認できない場合				2		
2	妊娠及び出産	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日の属する月の初日から、出産日後8週間を経過する日が属する月の末日までの期間内である場合		4		
3	疾病及び障害	疾 病	1箇月以上の入院若しくは入院見込み又は常時臥床の場合		10	
			居宅内療養 (1箇月以上)	安静を要する又は家庭で保育することが困難であると診断された場合		7
				週3回以上の通院加療が必要な場合		4
		身体障害者手帳1級若しくは2級所持、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級所持、療育手帳A所持又は介護保険の要介護度が3から5までのいずれかに該当する場合		10		
身体障害者手帳3級所持、精神障害者保健福祉手帳3級所持、療育手帳B所持又は介護保険の要介護度が1若しくは2のいずれかに該当する場合		7				
4	同居親族等の介護及び看護	同居親族等(身体障害者手帳1級若しくは2級所持又は介護保険の要介護度が3から5までのいずれかに該当するものに限る。)のための在宅介護若しくは施設等での付添介護を常態とする場合又は同居親族等(療育手帳所持又は医師の診断により看護が必要であること)のいずれかに該当するものに限る。)の看護を常態とする場合		区分1のうち外勤を準用		
5	災害復旧	天災等による家屋の損傷その他災害の復旧のため、保育することができない場合		10		
6	求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合		1		
7	就 学	日中、就学、技能習得等のため通学し、保育することができない場合		区分1のうち外勤を準用		
		日中、技能習得等のため自宅で就学し、保育することができない場合		区分1のうち内職を準用		
8	児童虐待、ドメスティック・バイオレンス	児童虐待又はそのおそれ	児童相談所等関係機関から保育所等の利用を必要とする意見書が提出されている場合		8	
			児童相談所等関係機関からの情報提供がある場合		4	
		女性相談所等による一時保護の証明、裁判所の保護命令の通知等の提出があり、ドメスティック・バイオレンスにより保育を行うことが困難であると認められる場合		8		
9	育児休業	育児休業取得時に既に保育所等を利用している子どもがいる場合であって、当該子どもの継続利用が必要であると認められるとき		区分1のうち育児休業前の外勤を準用		
10	不 存 在	死亡、離婚、行方不明、拘禁、別居(離婚調停又は裁判中に限る。)等		10		
11	その他	区分1から10までに掲げるもののほか、明らかに保育を必要とすると認められる場合		区分1から10までを準用		

備考

- 1 保護者それぞれの該当する区分の値を合算し、基本指数を算出します。複数の区分に該当する場合は、高い方の値で算出します。
- 2 区分4における同居親族等は、保護者の同居している3親等以内の親族又は同居していない1親等の親族に限ります。

令和7年度 保育所等利用調整加算指数表(表2)

区分	類 型	保護者若しくは子ども又はその属する世帯の状況	加算指数
A	ひとり親世帯	子どもが母又は父のみに養育されている場合及びこれに準ずる世帯の場合	1
B	生活保護世帯	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯であり、就労による経済的自立が見込まれる場合	1
C	生計中心者の失業	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い世帯の場合	1
D	児童虐待、 ドメスティック・ バイオレンス	児童虐待又はそのおそれがあることにより児童相談所等関係機関からの情報提供等がある場合	1
		女性相談所等による一時保護の証明、裁判所の保護命令の通知等の提出があり、ドメスティック・バイオレンスにより保育を行うことが困難であると認められる場合	1
E	障害児	子どもが身体障害者手帳又は療育手帳を所持している場合	1
F	兄弟利用	兄弟姉妹が利用している保育所等の利用を希望する場合	3
G	同居祖父母	65歳未満で別表第1の区分1から5まで及び7に該当しない同居の祖父母がいる場合	1人につき -1
H	多子養育	その世帯において、小学校就学前の子どもを3人以上養育している場合	1
I	兄弟関係	兄弟姉妹が保育所等の利用が可能であるにもかかわらず、家庭内で保育されている場合又は幼稚園(預かり保育を実施していないものに限る。)に入園している場合(利用の申込みをしたにもかかわらず、定員等の都合により入所保留となった場合を除く。)	-3
J	継続子ども	現に利用している保育所等を継続して利用すること(乳児保育所利用子ども及び家庭的保育事業等利用子どもが年齢により保育所又は認定こども園へ変更して利用する場合を含む。)を希望する場合	3
K	市外居住者	保護者の居住地が本市以外である場合	-4
L	保育料等未納世帯	未納の保育料等が3箇月分以上あり、かつ、完納が見込まれる納付の誓約を行わない世帯の場合又は未納保育料等の納付誓約を履行しない世帯の場合	-10
M	保育士	保護者が保育士の資格を有し、かつ、本市内の保育所等において保育に従事する場合	1箇月160時間以上の就労の場合 3
			1箇月160時間未満の就労の場合 1

備考

- 1 複数の区分に該当する場合は、該当するもの全てを合算したものを加算指数とします。
- 2 区分Dについては、表1(P.24)区分8で基本指数を算出する場合は適用しません。
- 3 転園希望の利用調整については、区分F・G・I・J・K・L以外の加算指数は適用しません。



8 入園（入所）の決定

入園（入所）の決定は、施設の設置者（公立の施設、私立認定こども園（保育部分）、民間保育所等は市、それ以外は各施設）が行います。

施設の種類	利用調整等
・認定こども園（保育部分） ・保育所等	市（保育の必要性の度合いにより利用調整）
・認定こども園（幼児教育部分） ・幼稚園	公立 市（定員を超える場合は抽選） 私立 施設

9 結果のお知らせ

- (1) 令和7年4月1日から入園（入所）を希望される場合
 - ・公立認定こども園（幼児教育部分）及び公立幼稚園については、令和6年12月下旬頃
 - ・認定こども園（保育部分）及び保育所等については、令和7年2月下旬頃
 - (2) 令和7年度途中・欠員補充を希望される場合
 - ・入所希望日の約1ヶ月前から随時発送
(申請時期や利用調整の状況によって発送が遅くなる場合があります。)
- ※入園（入所）を辞退する場合は、速やかに市役所担当窓口ご連絡してください。
 ※入園（入所）を辞退する場合は、入所保留通知等の発行はできません。
 ※保育実施開始時に保護者及び子どもの住民登録が倉敷市にない場合は、原則利用できません。

10 入園（入所）期間

- ・令和7年度の入園期間は、最長で令和7年4月1日から令和8年3月31日です。
- ・2号、3号認定で施設を利用している場合、保育を必要とする事由がなくなったときは、退園（退所）となります。なお、3歳以上の場合は1号認定の施設へ入園希望をしていただくことはできます。（認定こども園の場合は幼児教育部分の利用として継続利用が希望できます。）
- ・入園（入所）日については、原則として入園（入所）する月の1日もしくは16日になります。ただし、転園の場合は、入園（入所）する月の1日に限ります。
- ・職場復帰日または就労予定日が属する月の1日から入所を希望することができます。職場復帰日等が1日～15日の場合は、前月の16日からの入所を希望することもできます。
(例) 職場復帰日が4月30日の場合、4月1日からの入所希望可能。
 職場復帰日が5月1日の場合、5月1日または4月16日からの入所希望可能。
 ※職場復帰日が5月1日の場合、4月1日からの入所を希望することはできません。
- ・職場復帰日等に不正があった場合は、入所後であっても入所決定が取り消される場合があります。

●入所希望日と職場復帰日・就労予定日の対応表

入所日	職場復帰日 就労予定日	提出期限
4/1入所	4/30まで	11/1～11/20 欠員補充：2/20～2月末頃
4/16入所	5/15まで	2/20以降、入所希望日の 2ヶ月前までに提出 (遅れる場合は市役所 担当窓口 (P.37) まで ご相談ください)
5/1入所	5/31まで	
5/16入所	6/15まで	
6/1入所	6/30まで	
6/16入所	7/15まで	
⋮	⋮	

申請後に、復帰日や
就労先・就労時間等が
変わる場合は、
利用調整に影響する
可能性があるため
お早めにご相談
ください



11 認定区分、保育の必要性等の確認について（2号、3号認定 要件確認）

毎年度、年度途中（6月頃）に認定区分や保育の必要性について、確認を行う予定です。詳細については、確認を行う時期に、利用されている施設等を通じてお知らせします。

6 保育料等について

特定教育・保育施設等は、行政による負担（税金）と保護者の皆様の負担（保育料）により運営されています。

施設の保育料は、子ども・子育て支援法により保護者等の扶養義務者に負担していただくもので、子どもの施設の利用と同時に納付義務が生じます。

保育料の決定は、市民税額等により市が決定し、保護者と施設に通知します。

※利用後は、通所の有無にかかわらず、退園（退所）届が提出されるまで保育料がかかります。

※月途中に利用を開始した場合及び退園（退所）した場合、その月の保育料は日割になります。

※保育料等の認定の基礎となる税額は、住宅借入金等特別控除・寄付金控除・配当控除・外国税額控除等の適用を受ける前の額になります。

※平成30年度分から、政令指定都市の市民税の税率が6%から8%に変更されましたが、保育料は旧税率（6%）を用いて計算します。

1 保育料の決定

- (1) 保育料は、各世帯の前年度、又は当該年度の市町村民税の額により決定します。
4月～8月の保育料は、前年度の市町村民税額、9月～3月の保育料は、当該年度の市町村民税額によって決定しますので、年度途中で保育料の額が変わる場合があります。
- (2) 4月及び9月の保育料決定後に、修正申告等により税額が変更された場合、原則税額変更が判明した翌月から保育料を変更します。修正した場合には、申告書等の写しを提出してください。
- (3) 子ども又はその父母を税法上の扶養控除対象としている、若しくは現に扶養していると認められる方（祖父母等）がいる場合、その方の税額を合算します。該当の方がいる場合、その方の税資料も確認します。
- (4) 認定こども園（保育部分）、保育所及び小規模保育園、事業所内保育園の保育料は、当該年度の4月1日時点での子どもの年齢により、保育料が決定されます。
- (5) 3～5歳児（満3歳の1号認定児を含む）の保育料は無料です。

2 保育料の納期限

保育料の納期限は、毎月末日（12月は25日）です。なお、その日が土・日・祝日の場合、納期限は翌営業日になります。

※私立認定こども園、私立幼稚園、小規模保育園・事業所内保育園は納期限が異なる場合があります。各施設にお尋ねください。

※保育料は、必ず納期限内に納付してください。

※保育料の滞納が度重なると、差押等の滞納処分を行う場合があります。

3 その他費用

所定の時間を超えて施設を利用された場合、預かり保育料、延長保育料、超過保育料が必要です。主食費、副食費、教材費、用品代、保護者会費等の諸費用が必要な場合があります。

※詳細については、各利用施設にご確認ください。

4 保育料等の納付方法

保育料の納付方法は、利用されている施設ごとに異なりますので、ご注意ください。

利用施設	運営	保育料の納付先	保育料の納付方法
認定こども園、幼稚園	公立	市	口座振替
	私立	施設	施設にお尋ねください
保育所	公立・民間	市	口座振替
小規模保育園・事業所内保育園		施設	施設にお尋ねください

5 保育料等の軽減等について（制度改正などにより、今後変更になる場合があります。）

● 0～2歳児（2、3号認定子ども）

(1) 多子軽減利用

① 同時入所による軽減

同一世帯において、就学前の兄弟が次の保育料軽減対象施設を利用している場合には、認可保育施設を利用している子どもの保育料が就学前の子どものうち年齢の高い順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。利用施設によっては、所定の様式による申出と施設利用が分かる証明が必要になります。

▽ 保育料軽減対象施設

【多子軽減の際、申請が不要な施設】

認定こども園、公立幼稚園、私立幼稚園（施設型給付対象園）、保育所、小規模保育園、事業所内保育園

【多子軽減の際、申請が必要な施設】

私立幼稚園（私学助成対象園）、企業主導型保育事業実施施設、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援
※満3歳児保育については、1日時点で満3歳になる月から、軽減の対象となります。
※年度ごとに、「保育料軽減申出書」による申出が必要です。
※申出にあたっては、「保育料軽減対象施設等（利用）証明書」の添付が必要です。

② 所得状況に応じた軽減

世帯の市民税所得割額が57,700円未満の場合は、認可保育施設を利用している子どもの保育料が子どもの年齢にかかわらず養育している子どものうち年齢が高い順に2人目半額、3人目以降無料となります。

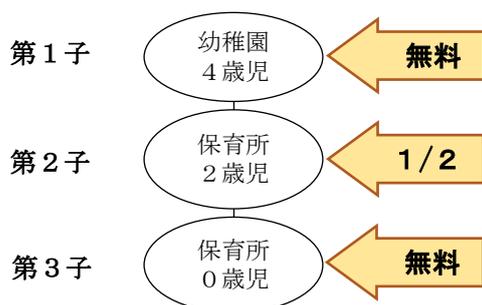
③ 年齢による軽減

認可の保育施設を利用している3歳未満児が世帯で養育している子どものうち第3子以降である場合半額となります。（上記②の対象児童を除く。）兄弟が保育料軽減対象施設を利用している場合は、①の軽減後さらに半額となります。

具体例

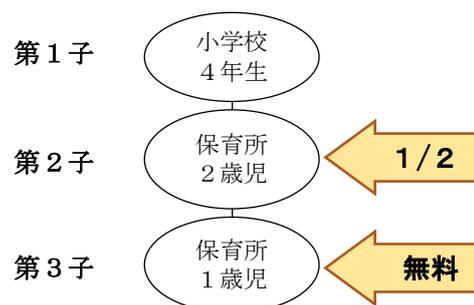
【(1)-①】

※市民税所得割額150,000円の世帯の場合



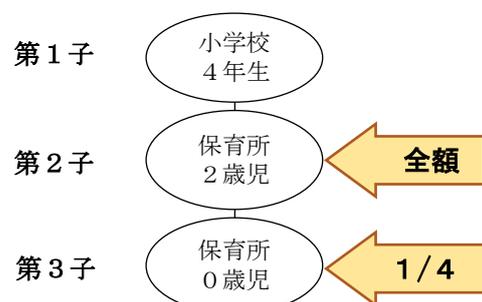
【(1)-②】

※市民税所得割額57,000円の世帯の場合



【(1)-③】

※市民税所得割額150,000円の世帯の場合



(2) ひとり親世帯等の軽減

市民税所得割額77,101円未満の場合は、認可保育施設を利用している子どもの保育料が子どもの年齢にかかわらず養育している子どものうち年齢が高い順に1人目は半額（C1～C4階層の場合は、1,000円軽減後に半額）、2人目以降は無料となります。

また、上記の軽減後の額には上限があり、上限額は9,000円です。

※ひとり親世帯等とは以下に該当する世帯です。

①母子又は父子世帯

保護者が児童扶養手当又はひとり親医療の資格を有している世帯

②同一世帯に次に掲げる者が同居している世帯

- ・療育手帳の交付を受けた者
- ・身体障害者手帳の交付を受けた者
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童
- ・国民年金の障害基礎年金の受給者

(3) 生活困窮による軽減

生計中心者の失業（自己都合の場合を除く）、疾病等による収入の著しい減少又は災害等による甚だしい被害のために保育料の納付が困難となったときは、保育料の減免制度が適用される場合がありますので、市役所担当窓口にご相談ください。

6 主食費・副食費について

給食の提供がある施設を利用する3～5歳児については、主食費・副食費の支払いが必要です。ただし、下記に該当する場合は、副食費が免除されます。

- ①年収約360万円未満相当の世帯の子ども
- ②一定の条件を満たす第3子以降の子ども

※対象者には、書面で通知します。

7 保育料の還付等について

公立施設及び保育所の保育料について、変更や二重払いなどで、保育料が還付となる場合には、保育料還付通知書を送付します。還付金の受け取りを希望される口座をご記入のうえ、指定の期日までに還付金振込先調査票を提出してください。

※保育料に滞納がある場合は、還付金を充てさせていただきます。

上記以外の施設の保育料の還付については利用している施設にお問い合わせください。

8 保育料月額について

今後の国の通知等により変更する場合は別途お知らせします。

(1) 幼稚園等（1号認定）預かり保育利用料について

対象施設：公立認定こども園（幼児教育部分）、公立幼稚園

預かり保育利用料：教育標準時間（4時間程度）を超えての利用や長期休業中（夏休み等）の利用にかかる料金。私立の利用料は施設により異なります。

倉敷市幼稚園等（1号認定）預かり保育利用料月額表

単位：円

各月初日の入所児童世帯の階層区分		預かり保育利用料（公立）		
階層区分	定義	日額	月額（上限）	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	0	0	
B	A階層を除き、市町村民税額が次に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	450	1,800
C 1		均等割額のみ (所得割額のない世帯)	450	4,300
C 2		所得割額が 77,100円以下	450	6,800
C 3		77,101円以上 211,200円以下	450	6,800
C 4		211,201円以上	450	6,800

※預かり保育利用料（公立）は、おやつ代（50円/日額）を含みます。

※就労等により、預かり保育の利用料を無料とするための認定を受けている場合も、おやつ代は利用者の負担となります。

※公立認定こども園で、長期休業日等給食のない日に預かり保育を利用した場合は、給食費が別途必要となります。

※公立認定こども園及び公立幼稚園の預かり保育は、利用する前月25日までに申込みが必要です。

※私立認定こども園及び私立幼稚園の預かり保育利用料については、各施設にお問い合わせください。

(2) 保育所等保育料月額表について

対象施設：認定こども園（保育部分）、保育所、小規模保育園、事業所内保育園
 ※3歳児（満3歳になった翌年度）～5歳児（就学前）の保育料は無料です。

倉敷市保育所等保育料月額表

単位：円

各月初日の入所児童世帯の階層区分		保 育 料 (月 額) (0～2歳児)
階層区分	定 義	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	無料
B		市町村民税 非課税世帯 無料
C	A階層を除き、 市町村民税額が 次に該当する世帯	1 市町村民税 均等割額のみ 12,800 (12,400)
		2 所得割額が 11,000円 未満 14,400 (14,000)
		3 11,000円 以上 30,000円 未満 17,000 (16,600)
		4 30,000円 以上 48,600円 未満 19,400 (19,000)
		5 48,600円 以上 62,000円 未満 22,000 (21,600)
		6 62,000円 以上 75,000円 未満 25,800 (25,200)
		7 75,000円 以上 97,000円 未満 26,400 (25,800)
		8 97,000円 以上 109,000円 未満 31,800 (31,200)
		9 109,000円 以上 139,000円 未満 33,400 (32,800)
		10 139,000円 以上 169,000円 未満 39,400 (38,600)
		11 169,000円 以上 199,000円 未満 42,800 (42,000)
		12 199,000円 以上 229,000円 未満 45,600 (44,800)
		13 229,000円 以上 301,000円 未満 47,000 (46,200)
		14 301,000円 以上 397,000円 未満 47,800 (46,800)
		15 397,000円 以上 55,000 (54,000)

下段（）内の数字は保育短時間の月額

同一世帯から2人以上の子どもが認可の保育所等を利用している場合又は認可の保育所等を利用している子どもの就学前の兄弟が保育料軽減施設等を利用している場合、年齢の高い順に2人目は半額、3人目以降は無料になります。

(3) 保育料の納付について

以下は、納付先が市である公立認定こども園、公立幼稚園、保育所を利用の方が対象です。
(P. 27参照)

① 納付方法

公立施設及び保育所の保育料の納付方法は、口座振替です。口座振替の登録が出来ていない方については、納付書による金融機関等での窓口払いになります。

② 口座振替について

【登録手続きについて】

下記(1)または(2)の方法により登録してください。

(1) 口座振替依頼書による申し込み

P. 36の「認定こども園、幼稚園、保育所保育料口座振替依頼書(兼)自動払込利用申込書」

に必要事項を記入、押印のうえ、入所決定後に利用施設又は市役所担当窓口へ提出してください。
(申込書に添付しないでください。また、金融機関窓口へ提出しないでください。)

*金融機関の窓口には、金融機関提出用の口座振替依頼書(3部複写)を備えています。

*様式は、利用施設、市役所に備付のほか倉敷市保育・幼稚園課ホームページからもダウンロードできます。(A4の用紙を使用し、必ず裏面に約定を印刷してください。)

(2) web口座振替受付サービスによる申し込み

インターネット上で、口座振替の申し込みができるサービスです。

詳細は、右の倉敷市保育・幼稚園課ホームページ(QRコード)をご確認ください。



*既に口座振替をご利用の場合は、年度が変わっても登録手続きは不要です。

*既に口座振替をご利用の世帯の兄弟が新たに同じ施設を利用する場合は、自動的に同一口座からの引き落としになりますので、手続きは不要です。ただし、兄弟姉妹で別の施設を利用される場合には(兄:公立幼稚園、弟:保育所を利用等)、再度登録手続きをお願いします。

*転園時には再度手続きが必要な場合があります。

*公立施設の場合、諸費用(預かり保育料、延長保育料、超過保育料、主食費、副食費)と合算して口座振替を行います。

【振替開始について】

*振替の開始は提出月の翌月以降です。口座振替の登録手続き完了後、「口座振替取扱開始通知書」を開始月の中旬頃送付します。開始月及び登録口座を必ず確認してください。

【取扱い金融機関について】

中国 トマト みずほ 山陰合同 広島 百十四 もみじ 西日本シティ 香川 伊予 鳥取
四国 愛媛 おかやま信用 水島信用 玉島信用 吉備信用 笠岡信用組合 朝銀西信用
横浜幸銀 中国労働 晴れの国岡山農協 ゆうちょ 三井住友 阿波

*みずほ、三井住友、横浜幸銀、労働金庫および農業協同組合の口座につきましては、web口座振替受付サービスではご利用いただけません。(令和6年8月1日時点)

*web口座振替受付サービスでご利用可能な金融機関の最新情報につきましては、倉敷市保育・幼稚園課のホームページをご確認ください。

【振替日と振替不能について】

*振替日は毎月末日(12月は25日)ですが、金融機関の休業日と重なる場合は、翌営業日になります。前日までに残高の確認をお願いします。

*残高不足等により口座からの引き落としができなかった場合、再振替はありません。翌月の下旬に利用施設を通じて「督促状」を送付しますので、必ず期限までに納付してください。

【振替済の通知について】

*半期(4~9月分、10~3月分)ごとに「口座振替済通知書」を送付します。

【登録口座の変更・停止について】

*登録手続きと同様に、口座振替依頼書を提出してください。

*ゆうちょ銀行の口座を停止される場合は、銀行窓口で所定の様式により手続きしてください。

*施設を退園(退所)した場合は、自動的に口座振替を停止します。

*停止手続き完了についての通知はありません。

7 記入例

※ 1号認定を希望の場合は、太枠内を記入してください。

令和7年度

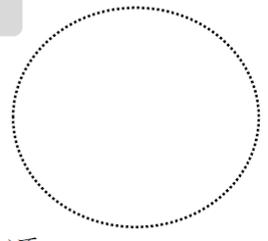
子どものための教育・保育給付認定申請書（現況届）

- 新規
- 継続
- 転園

**修正液・消せるボールペン等の使用は不可
二重線で訂正してください**

提出日を記入

令和 6年11月**日



倉敷市特定教育・保育施設等の長
倉敷市教育委員会
倉敷市長

あて 代表保護者氏名 **倉敷 太郎**

現在施設を利用している場合、
令和6年度と同じ保護者を記入

次のとおり、かかる認定を申請（届出）します。また、施設の利用について
次のとおり申込みます。

フリガナ	クラシキ イチロウ		性別	生年月日		*処理欄
子ども氏名	倉敷 一郎		男・女	平成 令和	**年**月**日	
保護者現住所	〒 岡山市●●●●*-*		倉敷市新田**** ※(令和7年3月 日転居予定)			
認定申請年度又は認定 申請前年度の1月1日 の住所地在現住所と異 なる場合に記入	令和7年1月1日住所地		令和6年1月1日住所地			
	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母	岡山市●●●●*-*	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	東京都千代田区霞ヶ関*-*-*		
連絡先	【携帯(父)】***-***-***		【自宅】(* 令和6年1月1日及び令和7年1月1日の 住所が現住所と異なる場合は記入			
	【携帯(母)】***-***-***					
施設等の希望 <small>右欄の□のいずれかを チェックしてください。</small>	1号認定	<input type="checkbox"/> 3歳児以上で、幼稚園等の利用を希望する。(預かり保育利用も含む)				
	2・3号認定	<input checked="" type="checkbox"/> 0～5歳児で、保護者の就労等により保育所等で必要となる保育時間の利用 を希望する。				

就労で4月1日の入所を希望する場合は、
4月中の職場復帰又は就労開始が必要

利用希望期間は、ならし保育の
期間を含めて記入

用を希望する場合は、*欄は記入不要です。

利用を希望する期間	令和7年4月1日 から	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前まで <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日ま	複数選択可
希望する施設	利用を希望する施設等	送迎方法	送迎者
希望施設は、第5希望まで記入 可能。利用できる範囲で記入 (必ずしも第5希望まで 記入する必要はなし)	○○△△保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 車 <input checked="" type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他()
	□□☆☆認定こども園	<input checked="" type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他()
第3希望	△△□□保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他()
第4希望	☆☆○○保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他()
従業員枠を希望する方は 直接施設へご相談ください。 (市の利用調整外となります)	30分単位で記入	<input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他()
*利用希望曜日	8時00分 から 18時00分 まで	*短時間保育の希望 (入所希望日時点)	<input type="checkbox"/> 希望する
*同時に2人以上 申込み場合	同時期に同じ施設の利用が困難な場合について <input checked="" type="checkbox"/> 同時期に同じ施設の利用を希望する(空くまで待つ) <input type="checkbox"/> 同時期の利用であれば別々の施設でもよい <input type="checkbox"/> 1人だけでも施設の利用を希望する	8:30～16:30の範囲での利用を 希望する場合はチェック (入後に短時間保育への変更を希望 する場合は変更申請(届)書が必要です。)	

②祖父母の状況

令和7年4月1日時点の年齢を記入

氏名	生年月日	年齢	住所	職業等
父 祖父 倉敷 太一	(S) H **.*.*.*	64 歳	<input type="checkbox"/> 別居 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 不存在	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 他()
方 祖母 倉敷 藤子	(S) H **.*.*.*	65 歳	<input type="checkbox"/> 別居 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 不存在	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職 <input checked="" type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 他()
母 祖父	S H . .	歳	<input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 不存在	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 他()
方 祖母 児島 桜子	(S) H **.*.*.*	58 歳	<input checked="" type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 不存在	<input type="checkbox"/> 就労 <input checked="" type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 他()

③世帯の状況

※申請子どもと同居している家族(世帯分離をしている場合も含まれます。)について記入してください。
 ※別住所に、単身赴任等の保護者や養育している方について記入してください。

区分	フリガナ 氏名	子どもの 続柄	生年月日	R7.4.1 (年度途中の場合は利用希望日時点)の勤務先、学校名を記入(未定の場合は、申込時点の状況で記入)	保護者による 扶養	備考 (別居の方は住所を記入)
申請に係る子どもの世帯員	クサキ 一郎 倉敷 一郎	本人	R**・**・*		<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
	クサキ 太郎 倉敷 太郎	父	S**・**・**	(株)●●●倉敷支店	<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	単身赴任や下宿等により別居している場合は、別居先の住所を記入
	クサキ 花子 倉敷 花子	母	S**・**・**	(株)▲▲▲▲水島支店	<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
	クサキ モモ 倉敷 モモ	姉	H**・**・**	□□大学	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	●●県●●市1234-5
	クサキ コハル 倉敷 小春	妹	R**・**・**		<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	別居でも現に監護・養育している場合は○を付ける
	クサキ タイチ 倉敷 タイチ	祖父	S**・**・**	(有)■工業	<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
	クサキ フジコ 倉敷 藤子	祖母	S**・**・**		<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	

ひとり親世帯の状況	<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 別居[離婚調停 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] <input type="checkbox"/> 受給している[<input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> ひとり親医療]	該当があればチェック等を付ける
手帳交付等の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 手帳の交付を受けている[<input checked="" type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> 精神] → 受給者名(倉敷 太一) <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当を受給している <input type="checkbox"/> 国民年金の障害基礎年金を受給している	
生活保護の状況	<input type="checkbox"/> 受給している	

④子どもの状況

申込時の状況	<input type="checkbox"/> 施設を利用している <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> 一時保育 <input type="checkbox"/> その他施設 施設名() <input checked="" type="checkbox"/> 家庭で保育している[保育者: <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他()] <input type="checkbox"/> 育児休業取得により退所している → 従前利用していた施設名(〇〇△△保育園)	申込時点で施設を利用している場合は、施設の種類の種類にチェックし、施設名を記入
特記事項(疾病等)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 【内容・症状】 難聴・ことばの遅れ <input type="checkbox"/> 無	健康面や発達面で気になることや知っておいて欲しいことを記入
アレルギー	<input checked="" type="checkbox"/> 有 【除去食の必要 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無】 <input type="checkbox"/> 無 【内容・症状】 小麦、卵・全身に湿疹がでる	

⑤申請時点における出産予定 ※保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

▶現在妊娠中ですか?該当する□のいずれかにチェックしてください。 <input type="checkbox"/> いいえ→申請後に妊娠がわかった場合は、すみやかに出産の申立書をご提出ください。 <input checked="" type="checkbox"/> はい→【出産予定日】令和 7年 7月 10日
▶上記で「はい」と回答した方は、出産後の予定を教えてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 育児取得(1年・その他(令和 7年10月30日 まで)) <input type="checkbox"/> 職場復帰 <input type="checkbox"/> その他()

⑥保育を必要とする理由

※保護者の就労等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他() 【勤務先住所】 水島北幸町*-* 【勤務先電話番号】(***)***-**** 【勤務日数】 5日/週 【勤務時間】① 8:30~17:30 ② 16:30~1:30 ③ 0:30~9:30 【育休(産休)復帰予定日】令和 7年 4月 15日
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 仕事に復帰する日にちを記入 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他() 【勤務先住所】 玉島阿賀崎*-* 【勤務先電話番号】(***)***-**** 【勤務日数】 5日/週 【勤務時間】① 9:00~17:30 ② 9:30~17:00 (育児短時間勤務) ③ 【育休(産休)復帰予定日】令和 7年 4月 15日
▶育児休業復帰予定で利用申込する場合、該当する□のいずれかに必ずチェックしてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 保育所等の入所及び職場復帰を希望している。 <input type="checkbox"/> 育児休業の延長を希望している(※) ※国等によれば、令和7年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きが変更予定のため、延長の条件等については、勤務先もしくはハローワーク・共済組合等によりご確認ください。	
▶入所希望日(復帰時)の入所ができなかった場合 ① <input checked="" type="checkbox"/> 育児休業を延長する <input type="checkbox"/> 入所出来次第、市の指定する日にちまでに復帰できるので、毎月の入所調整を希望する <input checked="" type="checkbox"/> 次は(令和 7年10月 1日)の入所調整を希望する ② <input type="checkbox"/> その他の預け先で待機(職場の託児所・認可外保育施設・祖父母・その他) ③ <input type="checkbox"/> 令和7年度は取り下げる	

⑦税情報等の提供についての同意

倉敷市が子どものための教育・保育給付認定等に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設の利用者及び地域型保育事業者に対して提示することに同意します。また、申請書・添付書類の内容に虚偽や重大な誤りがあった場合や、指定された期限内に必要な書類を提出しなかった場合は、入所決定を取り消されても異議を申し立てません。

保護者氏名	倉敷 太郎
保護者氏名	倉敷 花子

認定こども園、幼稚園、保育所保育料

口座振替依頼書(兼)自動払込利用申込書 **収****加**

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

倉敷市長 あて
取扱金融機関 御中

入所決定後、利用施設又は市役所
担当窓口へ提出してください。

令和 **7** 年 **3** 月 **1** 日

納入義務者 (保護者)	住所	(〒 710-8565) (TEL 080-426-9999)		保育・幼稚園課 処理欄			
	フリガナ	クラシキ タロウ		私立認定こども園、小規模保育園、事業所内保育園を利用している場合はこの様式をご利用いただけません。納付方法については、各施設にお尋ねください。			
	氏名	倉敷 太郎		〇〇△△保育園			
入所児童	氏名	倉敷 一郎	生年月日	令和	年 *	月 *	日
		倉敷 小春		令和	年 *	月 *	日
					年	月	日

※ 入所児童は、入所する児童全員について記入してください。

私は、倉敷市に納めるべき保育料を下記の内容で預(貯)金口座から振り替えることについて、裏面の約定を確認のうえ依頼します。

1 依頼区分 (該当番号を○で囲んでください。)

① 新規に口座振替を開始	2 口座・金融機関を変更	3 口座振替を停止
---------------------	--------------	-----------

2 指定預(貯)金口座

取扱い金融機関はP.32を
ご確認ください。

ゆうちょ銀行 以外の銀行等	岡山		西中新田		預金種目	口座番号 (右詰めで記入)						
	銀行 金庫 組合・農協		本店 支店 出張所		① 普通 2 当座	1	2	3	4	5	6	7
ゆうちょ銀行	種目コード 166	金融機関コード	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)			通帳番号 (右詰めで記入)						
	契約種別コード 30	9900	1		0	※						
払込先加入者名 : 倉敷市会計管理者					払込先口座番号 : 01320-1-							
フリガナ		クラシキ タロウ										
口座名義人		倉敷 太郎										
		お届印 倉敷										

鮮明に押してください

3 対象科目

科目	納付方法	振替の開始・変更・停止月
1 公立認定こども園 2 公立幼稚園 保育料 3 保育所	月別納付	令和 7 年 4 月分 から

※受付印
押印欄

4 振替日・・・毎月分納期の末日、12月は25日(土・日・祝日の場合は翌営業日)

金融機関コード	支店コード	不備理由	1. 印鑑相違 2. 氏名相違 3. 該当口座なし 4. 印鑑不鮮明	5. 記号番号相違 6. 訂正印なし 7. その他 ()	返送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市役所 保育・幼稚園課
---------	-------	------	---	--	---

依頼者→公立認定こども園、公立幼稚園、保育所→市役所→金融機関

認定こども園、幼稚園、保育所保育料

口座振替依頼書(兼)自動払込利用申込書 **収** **加**

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

倉敷市長 へ

取扱金融機関 御中

令和 年 月 日

納入義務者 (保護者)	住所	(〒 -) (Tel - -)	保育・幼稚園課処理欄			
	フリガナ		施設名			
	氏名					
入所児童	氏名	生年月日	年	月	日	
			年	月	日	
			年	月	日	

※ 入所児童は、入所する児童全員について記入してください。

私は、倉敷市に納めるべき保育料を下記の内容で預(貯)金口座から振り替えることについて、裏面の約定を確認のうえ依頼します。

1 依頼区分 (該当番号を○で囲んでください。)

1 新規に口座振替を開始	2 口座・金融機関を変更	3 口座振替を停止
--------------	--------------	-----------

2 指定預(貯)金口座

ゆうちょ銀行 以外の銀行等	銀行・金庫 組合・農協		本店 支店 出張所	預金種目	口座番号 (右詰めで記入)			
				1 普通 2 当座				
ゆうちょ銀行	種目コード 166	金融機関コード	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)		通帳番号 (右詰めで記入)			
	契約種別コード 30	9900	1	0	※			
払込先加入者名 : 倉敷市会計管理者			払込先口座番号 : 01320-1-960710					
フリガナ		お届け印						
口座名義人								

3 対象科目

科目	納付方法	振替の開始・変更・停止月
1 公立認定こども園	月別納付	令和 年 月分 から
2 公立幼稚園 保育料		
3 保育所		

4 振替日・・・毎月分納期の末日、12月は25日(土・日・祝日の場合は翌営業日)

金融機関コード	支店コード	不 備 理 由	1. 印鑑相違	5. 記号番号相違	返送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市役所 保育・幼稚園課
			2. 氏名相違	6. 訂正印なし	
		3. 該当口座なし	7. その他		
		4. 印鑑不鮮明 ()			

依頼者→公立認定こども園、公立幼稚園、保育所→市役所→金融機関

約 定

- 1 預（貯）金の払出し手続きについては、当座勘定規定または預（貯）金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の払出または預（貯）金通帳払戻し請求書の提出などいたしませんので、貴店において所定の方法で処理してください。
- 2 上記により振替納入済のときは、特に通知は求めません。振替済通知書は、半期分振替後に半期分取りまとめて市から送付してください。
- 3 この口座振替契約は、貴店が必要と認めた場合には解除されても異議ありません。
- 4 この取扱いは、解約（停止の届出）しないかぎり翌年度以降も継続してください。
- 5 この取扱いについて紛議が生じても貴店に迷惑をかけません。

倉敷地区

子ども未来部保育・幼稚園課（倉敷市役所本庁舎 2 階）

〒710-8565 倉敷市西中新田 6 4 0

TEL 086-426-3311

FAX 086-426-3938

ホームページ <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/hoiku/>

メールアドレス wlfnur@city.kurashiki.okayama.jp

水島地区

水島保健福祉センター福祉課（水島支所 2 階）

〒712-8565 倉敷市水島北幸町 1-1

TEL 086-446-1114

FAX 086-446-1153

メールアドレス wlf-mz@city.kurashiki.okayama.jp

児島地区

児島保健福祉センター福祉課（児島支所 1 階）

〒711-8565 倉敷市児島小川町 3 6 8 1-3

TEL 086-473-1119

FAX 086-474-2270

メールアドレス wlf-kj@city.kurashiki.okayama.jp

玉島・船穂地区

玉島保健福祉センター福祉課（玉島支所 1 階）

〒713-8565 倉敷市玉島阿賀崎 1-1-1

TEL 086-522-8118

FAX 086-525-5866

メールアドレス wlf-tm@city.kurashiki.okayama.jp

真備地区

玉島保健福祉センター真備保健福祉課（真備支所 1 階）

〒710-1398 倉敷市真備町箭田 1 1 4 1-1

TEL 086-698-5113

FAX 086-698-4530

メールアドレス wlf-mb@city.kurashiki.okayama.jp



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。